

市原の古文書研究×第1集

# 今関勘四郎「井上鶴舞藩仮本當御用留」

市原市文化財研究会

古文書学習会鶴舞藩御用留チーム

講師：秋葉 平先生

板倉 満、池田スミ江、池田智子、上田洋子、  
高澤恒子、山岸弘明

# 鶴舞城（藩庁跡）

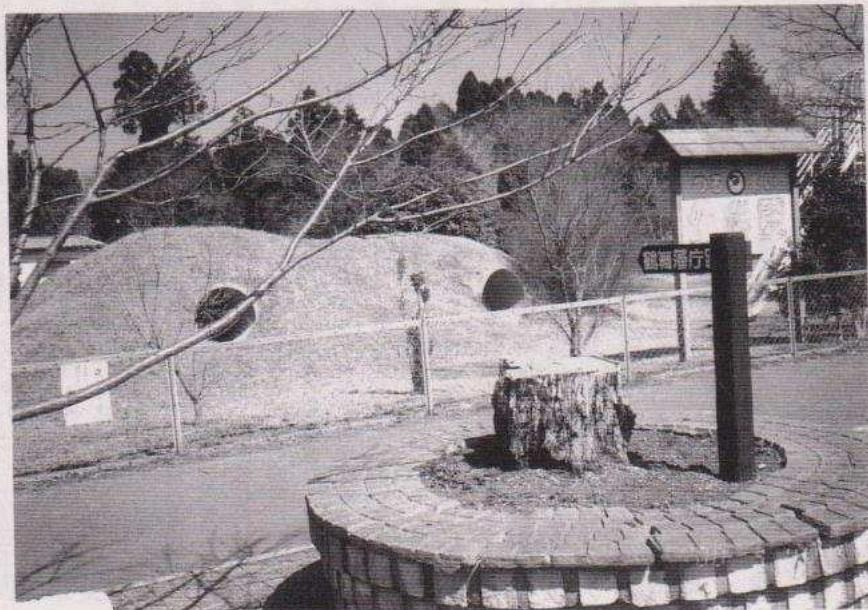


## 鶴舞藩 庁 跡

鶴舞藩は明治元年（1868）、徳川家達の駿府移封に伴い遠州浜松藩6万石の譜代大名井上河内守正直の上総転封より成立しました。

井上氏は4代正岑より6万石と江戸城雁之間詰の家柄となり初代正就から10代正直まで転封を繰り返しながら幕府の要職を歴任し、正直自身2度も老中に抜擢されています。正直は明治2年2月11日はじめて藩領長南宿に到着し、今関方を仮本営、浄徳寺を仮庁舎とし、三月12日には城地を求め原野桐木原の開墾に着手、翌3年4月に藩庁知事邸が完成し、藩名鶴舞藩が確定します。この間、明治2年6月の版籍奉還また明治4年7月に廃藩置県が行われ、長南での大名時代は5か月、鶴舞での藩知事時代は15か月でした。

市原市教育委員会





井上正直

天保八年十月浜松藩主井上正春の子として生まれる。幼名英之助。弘化四年二月十二日父正春が死去の後、四月二十二日家督を継ぎ、浜松藩六万石を襲封。嘉永二年九月一日、將軍家慶に初見。のち従五位下河内守に叙され、雁の間詰、寄合となる。同六年六月初めて封地浜松に赴く。藩政では、土地開発や殖産興業政策を推進。また海防問題が深刻化するなかで、安政三年遠州灘警備のため米津浜砲台の築造に当たる。幕政においては、同五年十月九日奏者番、文久元年三月八日寺社奉行に昇進、翌二年七月二十一日朝鮮人来聘御用を兼任し、十月九日老中となる。同月二十四日従四位下、十二月二十八日侍従に叙任。翌三年二月十二日外國御用取扱となり、横浜鎖港問題などに当たる。元治元年七月八日外國御用を解任され、同月十二日には老中を罷免され寄合となる。ついで慶應元年十一月二十六日老中に再任。將軍家茂が長州再征のため大坂に入城するさい供奉し、このとき外國御用取扱に再任される。翌二年五月六日江戸に帰府。六月十九日勝手入用掛も兼帶するが、翌三年五月両掛を解任され、六月十七日再び老中も罷免される。戊辰戦争では、早くから勤王証書を提出し、同四年二月二十日浜松に帰藩して、征東軍を無事通過させる。その後、浜松藩管内の治安警固を新政

府より下命される。同年五月二十四日徳川家達の駿河・遠江への入封により、九月五日転封命令が下り、十月十七日上総国市原・山辺・埴生・長柄四郡内へ移封となる。十一月十五日城地を引渡し、領地替費用として米一千二百石と金二万八千両を与えられることになる。翌明治二年正月二十七日浜松を出立して、二月十一日上総埴生郡長南矢貫村に到着。ここに仮庁舎を置き、市原郡石川村桐木原の原野を開拓して新藩庁舎の建設にとりかかる。同年六月十九日版籍奉還により藩知事となる。翌三年四月新藩庁舎が完成して、矢貫村より藩庁を移転し、藩名を鶴舞と称する。鶴舞藩は、上総四郡で六万二千二百石余のほか、播磨の二郡（美嚢・加東）で六千八百石余あり、実高は六万九千石余であった。藩政では養豚・林野開発・交通路の整備などの産業振興策を推進。また名主のなかから人格見の優れた者を「教導小助」という役に就任させて教化策を展開したり、孝行の表彰政策、種痘、貧民救済策を施行するなど、民政にも力を注いだ。さらに藩校克明館を設置して教育振興もはかっている。同四年七月十四日廢藩置県により藩知事を罷免された。正直は同十七年三月家督を譲って隠居し、同三十七年三月九日六十八歳で没する。

明治 1年9月 井上河内守正直上総国へ転封

10〃

11〃

12〃

明治 2年1〃

2〃 河内守長南着任

3〃 桐木原開拓陣屋作り始める

河内守東京へ

4〃

5〃

6〃

7〃

8〃

9〃

10〃

11〃

12〃

明治 3年1〃

2〃

3〃

4〃

5〃

6〃

7〃

8〃

9〃

10〃

11〃

12〃

明治 4年1〃

2〃

3〃

4〃

5〃

6〃

7〃

8〃

9〃

10〃

11〃

12〃

長南

藩庁  
(長南)

藩庁  
(鶴舞)

鶴舞県庁

桐木原開拓陣屋作り始める

鶴舞藩知事任命

陣屋作り土木工事

13ヶ月

鶴舞陣屋完成移転

廃藩置県 鶴舞県となる

井上正直東京へ移住

木更津県となる

大名時代(九か月)

鶴舞藩知事時代(二十五か月)

鶴舞藩領知図

領 域  
鶴 舞  
城  
長 南 仮 庁





本丸土塁



本丸水濠



主郭高台



昭和33年に建造された浜松城模擬天守

浜松城模擬天守



□歴史□

元亀元年（一五七〇）、徳川家康は三方ヶ原台地東南の地にある、曳馬城跡を中心として浜松城を築城した。同三年、家康は武田信玄の誘い出しに乗り、三方ヶ原に出陣したが大敗している。

家康は、浜松城を本拠として領土を拡大、織田信長に従つて各地で戦うとともに、城の修築を数回行い、城下町の整備にも努めた。江戸時代には、浜松城主から幕閣の要職に就く者が多く、「出世城」と呼ばれている。

典型的な平山城で、西北高所に天守曲輪その東側に本丸・二の丸を配し、東南に三の丸があった。天守曲輪は広大なものではないが不等辺四角形の天守台が設けられている。

徳川譜代の出世城

静岡県

# 浜松城

築城年／元亀元年（一五七〇）  
築城主／徳川家康  
所在地／静岡県浜松市元城町



明治 16 年迅速測図

### 一 公家門 1棟

今関家の門は、古来から「公家門」と呼びならわしている。その様式は、この地方に多くある長屋門とは異なり、棟門の両側に守衛の詰所を置き、さらに、その外側に潜戸を取りつけた型式である。檼材の主柱に切妻の屋根をのせ、軸部は竪6.3メートル、これに潜戸の両部分（現在は左側だけ残る）を合わせると、9.3メートルあまりの大きさになる。

現在、この門の建造年月日は不明であり、風化された棟札の判読はできないが、文化2年（1802）の護摩札が見うけられる。

屋号を棒仁と呼び、近郷に素封家として知られていた。この門も、奈良一乗院宮家から許されて建造したものと言われ、諸民生活に残された数少ない文化遺産である。

### 一 井上藩仮本營跡

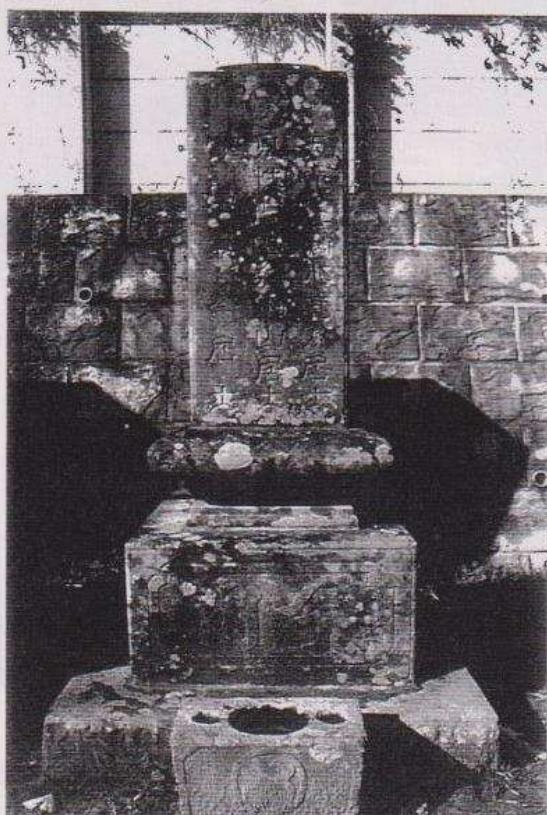
遠州（静岡県）浜松の城主であった井上河内守正直が、市原、山辺、埴生、長柄地方206か村、6万2千石で転封（国替）となり、明治2年（1869）2月11日より、鶴舞に移る翌3年4月21日までの1年2ヶ月間、今関家が井上藩の仮本營とされた。

当時の事は、「井上御殿様仮御本營并鶴舞表御引還後御用留」に詳細に記されている。その間、主家と新築した離れ家とが使用され、離れ家には、井上家の井桁紋の巴瓦を焼かせ、その瓦は今も一部残っている。

昭和55年10月

長南町教育委員会

今関勘四郎宅



家見天  
性光  
學院院  
龜滴  
翁水  
參道  
山源居  
士士士

大正七年十二月建之

明治三十一年九月五日  
行年八十九歲勘四郎

今関勘四郎の墓



今関勘四郎宅とその周辺

# 今関勘四郎 「井上鶴舞藩仮本宮御用留」

市原市文化財研究会

古文書学習会鶴舞藩御用留チーム

講師 || 秋葉 平先生

板倉 満、池田スミ江、池田智子、上田洋子、  
高澤恒子、山岸弘明



# 鶴舞井上家系図

①寛政譜、家系大成  
②井上家過去帳（一部）  
③墓碑

半右衛門清秀3男、母水田氏

初代 正就

主計頭、横須賀5万2千石

①寛永5年8月10日没、52才、横須賀本源寺葬

②過去帳・欠落

③本納寺・忠源院殿隆昌日操大居士（現存）

本門寺・忠源院殿隆昌日操大居士（現存）

室

市川孫左衛門某女。正保5年1月4日没

②過去帳・昌桐院殿隆日大姉

③本納寺・昌桐院殿隆日大姉（現存）

室

市川孫左衛門成次女。正保2年7月4日没

②過去帳・放光院殿日通大姉

③本納寺・放光院殿日通大姉（現存）夫と合祀

室

鳥居佐守成次女。正保2年7月4日没

②過去帳・放光院殿日通大姉

③本納寺・放光院殿日通大姉（現存）夫と合祀

母（清秀繼至）・永田氏の女。元和4年8月2日没

②過去帳・法幸院殿日慶大姉

長男重成

母服部氏

太左衛門、旗本3千石、別家を興す

①正保3年5月9日没、丸山淨心寺葬

正就長男、母市川氏

2代 正利

大學助、笠間5万石

室

延宝3年11月8日没、70才、丸山淨心寺葬

②過去帳・欠落

③本納寺・正善院殿智源日利大居士（現存）

室

鳥居佐守成次女。正保2年7月4日没

②過去帳・放光院殿日通大姉

③本納寺・放光院殿日通大姉（現存）夫と合祀

室

鳥居佐守成次女。正保2年7月4日没

②過去帳・放光院殿日通大姉

③本納寺・放光院殿日通大姉（現存）夫と合祀

室

本多能登守忠義女。宝永元年7月12日没

②過去帳・春光院殿妙嚴日真大姉

③本納寺・春光院殿妙嚴日真大姉（現存）

室

本多能登守忠義女。宝永元年7月12日没

②過去帳・春光院殿妙嚴日真大姉

③本納寺・春光院殿妙嚴日真大姫（現存）

室

本多能登守忠義女。宝永元年7月12日没

②過去帳・春光院殿妙嚴日真大姫

③本納寺・春光院殿妙嚴日真大姫（現存）

室

本多能登守忠義女。宝永元年7月12日没

②過去帳・春光院殿妙嚴日真大姫

正利長男、母鳥居氏

3代 正任

相模守、中務少輔、郡上5万石

①寛永7年生まれ、寛文9年致仕

延宝3年11月8日没、70才、丸山淨心寺葬

②過去帳・欠落

③本納寺・源正院殿了学日任大居士（現存）

室

本多能登守忠義女。宝永元年7月12日没

②過去帳・春光院殿妙嚴日真大姫

③本納寺・春光院殿妙嚴日真大姫（現存）

正任2男、母本多氏

4代正岑

大和守、河内守、龜山下館、笠間6万石

①承応2年生、元禄6年襲

享保7年5月17日没、70才、丸山淨心寺葬

②過去帳、欠落

③本納寺、常州笠間城主前執政從四位下侍従兼

河内守源姓井上正岑之墓（廢棄）

室、松平左京大夫頼純女。享保12年1月25日没

③本納寺、清涼院殿月照日源大姉（廢棄）

長男正森（岳雲）母本多氏。出雲守

①承応元年生、元禄2年嫡辞

正徳4年9月28日没、63才

②過去帳、性学院殿休山日栄大居士

③本納寺、性学院殿休山日栄大居士（現存）

3男正長母本多氏

遠江守、下妻1万石。別に家を興す。

①承応3年生、享保5年12月4日没、67才、丸

山淨心寺葬

②本義院殿正長日休大居士

4男、母某氏。庄左衛門。宝永9年5月29日没

八木又左衛門某家養子

②過去帳、東林院殿定栄日到居士

長女、母本多氏、金森飛驒守頼業室

5男重英母本多氏、酒井権兵衛重知養子

6男止照母本多氏。延宝9年3月12日

②過去帳、真珠院殿幽光居士

③本納寺、真珠院殿幽光居士（廢棄）

3女、母本多氏、松平伊豆守信輝室

7男、母某氏

3女、母某氏、丹羽和泉守氏意室。享保20年1月2日没

②過去帳、考養院

酒井重英長男、正岑養子、母小出氏

5代正之

摂津守、河内守、笠間6万石

①元禄9年生、宝永元年養子、享保7年襲

元文2年9月17日没、42才、丸山淨心寺葬

②過去帳、欠落

③本納寺、耕雲院殿顕明日耀大居士之墓（廢棄）

室、本多山城守忠次女。享保16年8月20日没

②過去帳、貞俊院殿妙桂日仁大姉（廢棄）

③本納寺、貞俊院殿妙桂日仁大姉（廢棄）

側室（正経生母）稻葉氏。寛延2年10月20日没

③本納寺、慈昌院殿眞岳寿光大姉（廢棄）

正富、井上正晴長男、正岑養子、母植村氏

土佐守

①元禄2年生、13年養子、宝永元年離縁

女子、井上正幸女、正岑養女、松平信濃守康房

室、のち本多淡路守忠貞室

3男正長母本多氏

遠江守、下妻1万石。別に家を興す。

①承応3年生、享保5年12月4日没、67才、丸

山淨心寺葬

②本義院殿正長日休大居士

4男、母某氏。庄左衛門。宝永9年5月29日没

八木又左衛門某家養子

②過去帳、東林院殿定栄日到居士

長女、母本多氏、金森飛驒守頼業室

5男重英母本多氏、酒井権兵衛重知養子

6男止照母本多氏。延宝9年3月12日

②過去帳、真珠院殿幽光居士

③本納寺、真珠院殿幽光居士（廢棄）

3女、母本多氏、松平伊豆守信輝室

7男、母某氏

正之長男、母種美氏

6代正経

河内守、大和守、磐城平、大阪城代、浜松6万石

①享保10年生、元文2年襲

明和3年5月29日没、42才、丸山淨心寺葬

②過去帳、保光院殿從四位下侍従善得登龍日門大居士

③本納寺、遠州浜松城主從四位下侍従善得登龍日門大居士（廢棄）

正経之墓、謚保光院殿善得登龍日門大居士（廢棄）

室、仙石信濃守政房女。明和5年6月14日没

③本納寺、保春院殿妙山日登大姉（廢棄）

側室（銀之助正方生母。宝曆14年3月2日没）

③本納寺、修成院妙空日證大姉（廢棄）

女子、正之長女、母某氏、土井大炊頭利延室

1女子、正之2女、母某氏、森和泉守忠洪室。宝曆4年5月13日没

②過去帳、慧？林院殿清陰妙涼大姉





明治元年（一八六八）七月、徳川慶喜に代わって徳川宗家を継承した田安龜之助（徳川家達）の所領が、駿河一円、遠江、陸奥（三河に変更）のうち七十万石と決まり、旧領を徳川宗家に引き渡すことになった七大名に房総旧旗本、幕府直轄領への玉突き移封が命じられた。

譜代名門の一つで代々幕府の要職を勤めた浜松井上藩は、藩主正直が幕末期二度に渡って老中を勤め、明治維新の戦いは早々と天皇に恭順、新政府に協力していた。浜松藩の国替え先は市原郡、埴生郡、長柄郡、山辺郡の一部と旧領播磨国に残った二郡を併せた六万九千石であつたが通達の遅れもあって不満も大きく、同時に転封の決まつた諸侯と歩調をあわせて抵抗したので、新政府は十二月十四日、玄米千二百石、一万八千両を三年間下賜することで朝命の実施を督促した。

今回テーマとなつた今関勘四郎「井上御殿様仮御本營中并ニ鶴舞表御引遷後御用留」はその翌々十二月十六日、藩の兵隊組隊長吉野三右衛門が前任の安房上総知事柴山文平と支配地を引き継ぎ、埴生郡矢貫村（現長南町）の勘四郎宅に宿泊したことから書き始めている。即日勘四郎宅が仮本營と決まり普請が開始される。文中上様と尊称される藩主正直の赴任は翌二年二月十一日で、十七日には御前様（正室）、泰壽院様（先代未亡人）が到着、ほかに御休息様（先代妹賤か）、子女の昌姫、浜姫、御別房様（側室か）と家族、付属する用人、小納戸などの近侍藩士、女中などが鶴舞城（藩庁舎）に移転する。明治三年四月二十一日までのおよそ十四か月間、今関家とそこに急造された仮役所に居住した。勘四郎の御用留は仮本營を勤めた期間とその後、明治四年七月の廢藩置県、八月十三日の藩主一家の東京移住後も続き同年の十二月九日で終わっている。旧藩主の

将来を心配して一万両の田所購入を勧めるくだりも面白い。おそらく実現することはなかつたろう。江戸地廻り有数の分限者である勘四郎の優れた才覚と生活基盤を失いつつあつた藩主やその側近たちとのやりとりも激動の時代を探る貴重な資料として興味深い。実は今関家のこの資料は新しい発見ではない。これまでに勘四郎の御子孫が研究者の方々の閲覧に応じられ、一部が「市原市史」に引用されるなど早くから資料価値が認められていた。しかし、翻刻されることではなく、全文解読を期待する方も多いということであった。

私たち市原市文化財研究会古文書学習会は秋葉平先生を講師に市の八幡公民館で毎月一回勉強会を開いている。平成十四年二月、たまたま入手した御用留写しの巻頭部分を教材にしたところ、続けて解読したいという声が出た。そこで有志七名が特別チームを編成し、講師先生御指導のもとそれぞれの解読を持ち寄つて詳細に検討した。

御用留は達筆でクセもあり、解読に苦労する部分もあつた。発表は読み下し文とし、難解な漢字や送りがな、句読点などの用字用語は現在日常的に使われる程度に心掛けた。誤記や現在用いられない言葉は初出をカッコ内に正し、以降は正した文字を使つた。会では背景や意味も検討したが紙面の都合で解説は見合わせた。慌ただしく成立し、幻のように消え去つた鶴舞藩。本書が幕末、維新期の郷土史を研究する方々の一助になれば幸いである。

末筆ながら教材とさせていただいた御用留所有者の今関久枝様に改めてお礼を申し上げます。

平成十五年一月 日

(事務局)

丙寅元辰十一月日

井上序殿様俊尚年高本垂鶴壽春壽川還深用西

表紙

明治元辰(年)十二月日  
井上御殿様仮御本營中な

明治元辰(年)十二月日  
井上御殿様仮御本營中ならびに

鶴舞表御引き遷(移)り後御用留

仮御本宮御宿 今関勘四郎

後漢書

卷之三

○治元正月十六、紫山文平様五谷引還、井上河内様  
送相成事依之正月十六、井上河内様兵隊組方長吉野之彦

此處是客在連棟上因多年無秋初之雨而有積澆於牆面草木  
仍存草堂相因生苔石祖元三月晦日到林門遇此院落甚成

四  
卷之六

丙午年正月十一日奉辭奉母歸家。時家事多難。加品經下役。而母以  
崩山之在過故。未至。堂殿多空。迄至。乃移于西廡。正月十二日。有子孫三人。而  
妻房至。子由舟方赴就任。嘉慶皇帝。及至。名林李之石。送。五更。移

明治元年（戊辰）一八六八年  
一明治元辰（年）十二月十六日、柴山文平様宮谷へ御引き移り、  
井上河内（守）様へ御引き渡しに相成り申し候。これにより  
十二月十六日井上様兵隊組隊長吉野三右衛門様、鈴木与治右  
衛門様、上田幸蔵様はじめ二十三人御着、御宿仕り候、しか  
るところ勘四郎宅仮御本營に相成り候につき、右組衆十二月  
晦夕刻、村内運照院方へ御引き移りなされ候。  
明治二年（己巳）一八六九年

明治元辰(年)十二月十六日、柴山文平様宮谷へ御引き移り  
井上河内(守)様へ御引き渡しに相成り申し候。これにより  
十二月十六日井上様兵隊組隊長吉野三右衛門様、鈴木与治右  
衛門様、上田幸蔵様はじめ二十三人御着、御宿仕り候、しか  
るところ勘四郎宅仮御本營に相成り候につき、右組衆十二月  
晦日夕刻、村内連照院方へ御引き移りなされ候。

明治二年（一八六九年）  
同一二巳年初正月より御普請奉行塩谷勘兵衛様はじめ御組下役  
人、御重役奥山三右衛門様そのほか重役御方々追々御検分こ  
れあり。正月二十六日夜に入り、御普請奉行御手付大工頭伊  
藤龜三郎殿、茂原村大工三人召し連れ御普請場見積り致し、  
いよいよ来る二十八日より御普請御取り掛かりの御達しこれ  
あり候。二十八日より

一回三月土方在高野 上様おもとお出でなす御事のうへて、西園寺義理

諸君至是亦知其所以為矣。自是之後，每有事，必請于公，公不以爲辭。公之子曰：「吾父之賢，固非人臣也。」

牛九  
西施歌曰後人  
不復知其名  
故作此詩以存之

一月二日吉野春表正月三日之内田江石川村七日吉野山山口里

十日後より伊豆の島に移り、其處で一月間居た。

唐詩平生之稿，其餘遺稿，多散失不復得，惟此卷所存，固已可謂幸矣。

嘉慶丙午仲夏  
吳昌碩作於上海

茂原村大工方およそ三十人余り入り込み取り掛り、手前方も大工はじめ諸職人入り込み申し候。ついては玄関の儀、日差し玄関にては恐れ入り候につき、手前普請にて破風作りに仕りたき段、願い上げ候ところ、御普請方にて容易ならざる儀ゆえ御聞き済みなきところ、御重役へ御伺いの上ようやく御聞き済みに相成り、御奉行塩谷勘兵衛様直に御達しこれあり、浜松御国元にても御家老ほか破風作り玄関これなく、容易ならざることに候えどもその方たつて願いにつき聞き届け候間、早々取り掛かり、御着差支えこれなきよう致さるべしと仰せ渡され候。惣かた御普請、行き届き申し候。

一 同二月十一日辰の下刻、上様御着の御沙汰に付き御勘定御奉行永田十蔵様、神崎平五郎様御懇意につき、御両人様より御頼み入り下され、社寺御役人鈴木半之丞様御手引にて千田村境まで麻上下（かみしも）にて御出迎えに罷り出、御旅館勘四郎と書記し候手札御籠脇御役人へ差し上げ、それより駆け抜け、御侍（徒）士先右へ少し寄り御案内申し上げ奉り、御門前にて右へ平伏下座仕り、滞りなく御入着に相成り申し候。

一同二月十三日、鶴舞表御検分に入らせられ、内田郷石川村七郎兵衛方へ御一泊、翌十四日御帰営遊ばされ候、その節郡村御奉行志賀宇右衛門様御供にて御玄関に出、ここにて立たされ候につき、上様御入着、御恐悦、御鮮魚御献上仕りたき段御勘定神崎平五郎様へ相願い、御同人様より志賀宇右衛門様へ御申し入れ下され候ところ、御同人へ、御目通りの上仰せ聞かされ候には御小納戸衆へ申し入れおき候間、御台所より早々差し上ぐべき旨仰せ聞かされ、ありがたく御請け仕り、大鯛一枚、大たこ一枚、首尾よく献上奉り候。

一同二月十七日、御前様、大（泰）壽院様ならびに御休息様御入着につき先般通り

方圓不侵互以相連以江漢孔道上以傳去名流其至嘉平二年九月  
西門子在在中華書局影印本

一上総の事不力無花且山旅籠にて其加利根川源流在  
乃而孔門紀行於此中日記當因旅宿中少事より高村柳

同上  
中日通鑑  
其子名方叔子，自屬焉。而某子代之，是固多矣。至是又生此子，則

嘉慶丙辰三月廿一日晚化作金丹移于陽山南麓。行者利根黑雲移於  
西。而身化爲金丹。長留山中。宿於山下。宿於山中。而身化爲金丹。

西周化之復興者，乃吾民族固有文化之復興也。蓋吾民族之文化，一脉相承，未嘗絕續。

一正月九日於長安後漢子御在高麗正  
即事錄

而乞少能參贊。其間所生傳主多失之。雖高弟林公者。而同僚多以虛名後。上真丙子。高僧圓寂。得其真體。

一因正月十六日  
年譜並系下云  
雖有而無之

同江丙午七月四日立夏之次日復張君綠丘題其居曰曰曰曰曰曰曰

一月廿日未ト  
子孫奉事より上松川岸登江

一上樓後折入西華表，進裏面，到——

千田村境まで御出迎え仕り、手札差し上げ、御侍士先へ相立ち、麻上下にて御案内仕り御門前にて右へ平伏下座仕り、滞りなく御入着遊ばされ候。

上様御入着 御恐悦かつ御旅館仰せ付けられ 冥加至極あり  
がたき仕合せに存じ奉り候。右御礼のため御支配郡村御役  
人衆中へ御菓子ならびに御目録差し上げ申し候。御奉行浅村  
様、同志賀様ならびに御代官大谷様そのほか三人、これまで  
御菓子上げる、御同心六人、社寺御掛り鈴木様そのほか三人、  
御目録差し上げ相勧め申し候。目録ならびに御菓子代メめて  
高四両一分と八百七十二文入用。

一上様御儀、二月中御城地御見立御検分、坂本村内、中谷、利根、里谷、板ヶ谷通り処々御検分これあり、長南小松山通り宿へ御掛り御帰宮に相成る。しかしながら御用地に相成り申さず、いよいよ鶴舞表御城地、御決定に相成り候こと。  
一巳の二月十九日、郡村御手代役人清水勝右衛門様へ願い出、御前様方へ御急ぎ献上奉りたき段申し上げ候ところ、御聞き済みの上、御手代高野清吉様御使者として御同伴下され御広敷役人へ申し上げ、奥御用人大橋広太様へ御覽に入れ首尾よ  
く献上奉り候。

一同四月十六日、上様東京へ御出立遊ばされ候。  
一同四月二十七日、御三才に相成り候浜姫君様御病死遊ばされ  
候、同五月十七日御出棺、茂原村寺へ相納り候につき、御伺  
いの上麻上下にて千田村境まで御見送り仕り候。  
同七月十六日、上様東京より御帰常遊ばされ候。

同七月二十六日一概更定。徳州官道にこれ候  
上様御儀、折々鶴舞表三途台御役所へ御出馬これあり候。同

西行町長南宿淨徳寺より後、其の後日利古  
山あらび

一 同十月十四日午後、伊那半蔵通、山崩れ跡、又々立木、大松、落ちまじきにもあらず、明けて勘四郎一同、檢分致し言上これあるべき旨に付き、役人御兩人、手前御用の向きて右の御沙汰よつて場所へ立会い、いささかも御心配ござれなき旨申し上げ、役人御引き取り成され候。翌十五日より村人足ならびに土方ども相頼み、その上郷人足日々相頼み、坂本村上残らず、元宿、西谷、長南、七町、二十五日までに残らず取り片付け、御工作方、御奉行狩野様、折々御検分ござり候。右につき御小納戸頭取様より金五百疋御目録、上様より下しおかれありがたく頂戴仕り候。なおまた、工作方より人足一同へ酒代五百文ずつ下され候。もっとも土方ならば家内人足相除き

所御役所長南宿淨徳寺へ御引き移りに相成り候。後は同所へ度々御出これあり候。

一 同月中、長南宿御政札場より鶴舞表への新道切り開き御用下掛り、最初、同所内町喜八郎隠居喜惣治へ仰せ付けられ候ところ、同人一人にては行き届きかねる御見込みの御様子にて、手前ならびに伝次郎、弥七三人、別段牧民局御役所へ指立て候に相成り、御代官一等村崎様より喜惣治同様切り開き御用掛け仰せ渡され、かつなるだけ取り急ぎ出来致し候よう、取り計らい致すべき旨申し渡され候。そのほか名主平蔵、同小八、村役人一同代わり代り出勤仕り候。御役人御用掛り諸星利兵衛様御出張日に御立ち会い御相談申し上げ候。

一 同十月十四日夜午（丑）の中刻、仮御本營裏通り山崩れ、御台所まで大岩押し入り裏柱一本折れる。近來これなき大ひやく、一同驚き上様より仰せ出され候には、山崩れ跡、又々立木、大松、落ちまじきにもあらず、明けて勘四郎一同、檢分致し言上これあるべき旨に付き、役人御兩人、手前御用の向きて右の御沙汰よつて場所へ立会い、いささかも御心配ござれなき旨申し上げ、役人御引き取り成され候。翌十五日より村人足ならびに土方ども相頼み、その上郷人足日々相頼み、坂本村上残らず、元宿、西谷、長南、七町、二十五日までに残らず取り片付け、御工作方、御奉行狩野様、折々御検分ござり候。右につき御小納戸頭取様より金五百疋御目録、上様より下しおかれありがたく頂戴仕り候。なおまた、工作方より人足一同へ酒代五百文ずつ下され候。もっとも土方ならば家内人足相除き

一 同十一月十九日午後、伊那半蔵通、山崩れ跡、又々立木、大松、落ちまじきにもあらず、明けて勘四郎一同、檢分致し言上これあるべき旨に付き、役人御兩人、手前御用の向きて右の御沙汰よつて場所へ立会い、いささかも御心配ござれなき旨申し上げ、役人御引き取り成され候。翌十五日より村人足ならびに土方ども相頼み、その上郷人足日々相頼み、坂本村上残らず、元宿、西谷、長南、七町、二十五日までに残らず取り片付け、御工作方、御奉行狩野様、折々御検分ござり候。右につき御小納戸頭取様より金五百疋御目録、上様より下しおかれありがたく頂戴仕り候。なおまた、工作方より人足一同へ酒代五百文ずつ下され候。もっとも土方ならば家内人足相除き

今秋月日之年十月甲午立年為辛未年立于望華門  
西面城根大瓦牆中、立于高堂子施方尺丈石碑於  
金玉堂前欲因即刻立碑在壁、重鑄碑頭用漢石碑之  
形制外而立于金玉堂前、其碑文不在此處立於望華門  
之南也。

一  
同  
古  
文  
考  
略

人數百八十人余り、同十一月朔日、金七両三分一朱と三百七十二文下され、ほかに藏米二俵は勘四郎へ下しあれ候よし、工作方役人、大山半十郎様仮御宅にて金子受け取り申し候。もつとも内町紙屋伊右衛門裏役所、手前遅刻に相成り、故に御引き上げに付き、御宅へ罷り出候。御米は喜八郎御蔵にて受け取り申し候。右米手前存じ寄りをもって人足一同へ残らず割り渡し申し候。

因之以成事人方穩度在於為傳之不外於家鄉之故  
中弟雖方至中力微微者猶三組望其多有不無事

一同十二月九日、奥御用人大橋広太様へ御伺い済みのうえ、手前、元宿伝次郎両人にて、御前様へ寒中御機嫌御伺いとして鴨一組、代金一両にて相求め献上奉り候。その後御挨拶として兩人へ金二百疋ずつ下し置かれありがたく頂戴仕り候。

一同十二月二十八日、御台所へ餅搗き諸道具御貸し申し上げ候ところ、御挨拶として金二百疋下し置かれありがたく頂戴仕り候。

一同十二月二十八日、浜松表御定例とありて来る正月松飾り遊

御事と後方の接觸を全般に至る所の如き  
一月二十日、支那の保護地は其の多くが刀口に接する爲め

一同十二月二十八日、浜松表御定例とありて来る正月松飾り遊  
ばされ候に付き、勘四郎へ飾り松、縄、竹そのほか御用仰せ  
付けられ首尾よく飾りたて相済み申し候。御用掛り吉村源治  
様、御目録、諸掛り入用金一両三分三朱と錢十三文御下げ下  
し置かれありがたく頂戴仕り候。

達しにつき長南宿

一同十二月晦日未の中刻、会計執事、御役所より御用の趣、御

一因上旨欽仰漢和親之宣例。乞准此。奉勅。未可即行。仍候各事俱備。方許行。

達しひつき長南宿

一因士乃嘆氣中劍奮其軼事。又曰。不以爲之。豈以遠。今吾多矣。

自張衡作角抵賦以來，而此賦之體裁，雖不盡合，然其用意，亦復相類。

内町御本宮在興、奉祝酒所へ居たれ御藏所年始賀儀事  
内町御藏所在常方正為之相國、焉て右後主別候也  
左名主新吉乃御付

一同申申上刻金計役助ノ屏風は御多御中御事に御仕合用  
申上候が故、乃多役用角、あおほめ候御内蒙客事。  
至えて恭意と能在支の候事、上様が御多御中御事  
左手右多御方御方御付

内町紙屋伊右衛門裏仮役所へ罷り出候ところ、御藏米四斗二  
升入りにて五俵下し置かれ候旨、御藏所喜八郎方御藏にて相  
渡しに相成り申し候。この儀は別段、趣意も仰せこれなく候  
えども、当二月以来仮御本宮相勤め候御挨拶に下し置かれ候  
ことと存じ上げ奉り、ありがたく頂戴仕り候。

一同日申の上刻、会計役所より帰宅仕り候ところ、先刻、御小  
納戸御役所より御用の趣にござ候、これより取敢えず御用御  
伺いに罷り出候ところ、永々仮御本宮相勤め定めて迷惑の段  
察し入り、よつては上様より出格の思し召しをもつて御紋付  
き麻上下下し置かれ候旨、ありがたく拜領仕り候。

明治三年（庚午）一八七〇年

一明治三庚午年正月三日、去る巳の十二月晦日麻上下ならびに  
御米頂戴仕り候、御礼として御家従様、御役人、御用人佐野  
とおる様、春日千蔵様、寺田弥市左衛門様、奥御用人大橋広  
太様、ならびに御小納戸頭取三坂斜様、宮本蒙平様、岩渕雪  
様、牧野八五郎様へ御礼廻勤仕り候、御用人衆へ、池田伊丹  
一升ならびに上醤油一升ずつ切手にて差し上げ候、御小納戸  
衆へも右同断。

一同正月五日、牧民局へ敷（ほ）教小助、名主平蔵をもつて、  
旧冬十二月晦日御紋付き麻上下拝領ならびに御藏米五俵頂戴  
仕り候段、申し上げ候ところ書面をもつて申し上げ候よう仰  
せ聞かされ候に付き、書面をもつて御届け申し上げ奉り候。  
しかるところ当日御支配所村役人残らず御年始恐悦、御祝儀申  
局御役所へ申し上げ候につき、勘四郎にも御年始、御祝儀申  
し上げ候よう御達し

内町御藏所在常方正為之相國、焉て右後主別候也  
左名主新吉乃御付

一同申申上刻金計役助ノ屏風は御多御中御事に御仕合用  
申上候が故、乃多役用角、あおほめ候御内蒙客事。  
至えて恭意と能在支の候事、上様が御多御中御事  
左手右多御方御方御付

内町御藏所在常方正為之相國、焉て右後主別候也  
左名主新吉乃御付

本洋物と高車を在學する者より至る所の政事  
伏見役の給仕事務をすむ役作爲用一等二等を掌管せん。

主官がそれと高車を掌管せん。

一同四月八日 上様役所ある者より高車を掌管せん

西沙汰等の事務の移行を終り奉り天朝正月元日御祝儀

奉事奉公の事は當所にて奉事せし事より御序多々

天朝へは時もあらずとて是年正月とて遅い御祝儀を以て

お降り候る事無く有る御詔書を左方所へ定め候つて其事

平至三月十九日御祝儀を御祝儀を以て御祝儀を以て御祝儀

終焉不期致至る奉事奉公中綱を以て即ち様より御中綱

至候内侍身事相合せ候事

一同五月十五日御祝儀を以て御祝儀を以て御祝儀

御祝儀を以て御祝儀を以て御祝儀を以て御祝儀

御祝儀を以て御祝儀を以て御祝儀を以て御祝儀

一同日御祝儀を以て御祝儀を以て御祝儀を以て御祝儀

同木日御祝儀を以て御祝儀を以て御祝儀を以て御祝儀

上様西の隅に在り奉り

御間中柱あたりへ

に付き拝領の麻上下にて御祝儀申し上げ奉り候。翌六日、局御役人衆方政事伏谷様御はじめ、近藤様、寺田様、佐藤様、一等、二等、三等都合二十三、四軒手札をもって麻上下にて廻勤仕り候。

一同四月十八日、上様御儀、いよいよ来る二十一日鶴舞表御本當御出来に付き、御引き移りの御沙汰につき、御恐悦、御祝儀として御急ぎ献上奉りたき段、御支配局役所へ書付けをもつて出願仕り候ところ、当役所は春までとは相違いたし、只今では天朝の役所と相成り候うえは昨年以来とは違い当役所より使者相添え候儀、不都合にこれあり候間、出願書付け相返し候由、仰せ聞かされ御もつともに存じ奉り候。早速立ち帰り、御小納戸頭取三坂様へ御伺い願い上げ候ところ、早速御聞き済みに相成り、鮮魚大鯛二枚、恐れながら献上奉り候。中綱一枚御前様へ献上奉り、中綱一枚御休息様へ呈上奉り候。

一同十九日、御表御役女三人へは小菊紙三帖ずつ差し上げ、御女中同人へは上の半紙二帖ずつ差し上げ、御台所女中二人へは目録一朱差し上げ、御休息様方御役女一人へ小菊三帖、女中二人へは上の半紙二帖ずつ差し上げ候。御小使八人へ二百文ずつ、併せて一貫六百文遣わし候。

一同日、御小納戸頭取衆より御達しこれあり候には、明二十日午の中刻、上様御目見え仰せ付けらるとのこと、承伏奉り相下がり申し候。

一同二十日未の中刻、御目見え仰せ付けられ、上様西の隅、奥

高僧正不應用異物。故多無色相。今于高僧之成道時。祀  
神。當至高僧。高僧作事。不尚冥冥。如狂飄方丈處。其事  
所生事。三才莫加羅。而今乃有。何也。

卷之二

卷之三

新嘉坡在中華人民共和國  
門口工作多年而未歸經洋運至黃金海岸  
因在甲子年六月廿九日到此地時遇有傳染病

卷之三

孫子曰：「知彼知已，百戰不殆。」

牧民局御役所

右書付け差し上げ申し候

仮本營

勘四郎印

恐れながら書付けをもって御届け申し上げ奉り候  
一知事様より、私儀、去る二十日未の中刻、御目上（見え）  
仰せ聞かされ候上、御紋服拝領ならびに黄金十両、御直筆御  
歌御短冊頂戴仕り、冥加至極、ありがたき仕合せに存じ奉  
り候。これより、この段恐れながら書付けをもって御届け申

存じ奉り候。よつては子孫末々までも冥加、ありがたき儀と  
心得あるべきこと。  
右の次第、同二十三日書付けをもつて局御役人二等諸星利兵  
衛様へ御届け書差し上げ申し候。

御出座遊ばされ、御次の十五帖御間、南の方へ寄り、敷居外際へ御用入佐野とおる様御控え成され、手前儀は拝領の麻上下にて御小納戸役所より岩渕雪様御案内、御広敷御役所より御手引き下され、十五帖御間、東の方敷居内際へ、恐れながら上様へ向き岩渕様同席にて平伏仕り候。上様御直の御意仰せられ候には、永々の仮営万端差し支えなく相勧め満足に存する、この品軽微ながら遣わすとの御意をこうむり、すなわち拝領物、御しつけ付き御紋服、小袖一枚拝領ならびに安政黄（大）判目方三十匁一枚、御直筆の御歌御短冊一枚頂戴仕り、恐れながら御礼申し上げ奉り、それより岩渕様一同、御次の間へ下がり候ところ、御用入佐野とおる様、別段仰せ渡され候には、上様にても厚き御縁と思し召し遊ばされ、そもそもとは勿論、子孫までも御用、御小納戸頭取衆まで相伺い申すべく、このたびの儀、そこもとの記録に留めおきしかるべき旨仰せ聞かされ候、誠に冥加至極、ありがたき仕合わせに

一同四月廿日局御役人二等諸星利兵衛様御宿へと、其様にて別  
ゆきよりあきか休息林の後、去りたるを多々、御帳立色古利御籠  
御手本の事内、佐はたを奉事門前と申候に半刻御宿印  
半刻より無事なまく、お前御宿御籠も追替後、田舎町  
志原新島の内、佐はたの飯萬門前と申候を、御宿印  
三今が日中、名主の御宿印の方の御宿印へと、同日午時半刻  
表事にて西屋屋御供所との御宿を、御宿印  
表事にて西屋屋御供所との御宿を、御宿印

一休是時、表事の方の御宿印へと、御宿印  
表事にて西屋屋御供所との御宿を、御宿印

一門下の御宿印、西屋屋上平ねみり人の御宿印、御宿印  
西屋屋上平ねみり人の御宿印、御宿印

一國乃木方御宿印、西屋屋上平ねみり人の御宿印、御宿印  
西屋屋上平ねみり人の御宿印、御宿印

一國乃木方御宿印、西屋屋上平ねみり人の御宿印、御宿印  
西屋屋上平ねみり人の御宿印、御宿印

一表事にて西屋屋御供所との御宿を、御宿印

一同四月二十一日、局御役人二等諸星利兵衛様へ御伺い済みの  
上、上様已の中刻、御馬にて御出立、御休息様御儀は去る十  
九日に御出立、御前様二十一日巳の下刻御籠にて御出立遊ば  
され候、手前儀御門前平伏仕り、すぐに御先のり御役人の先  
へ相立ち、麻上下にて御案内御供仕り、大手天朝御門前にて  
平伏仕り、午の中刻御滞りなく御本宮へ御入着遊ばされ候、  
それより未の上刻御前様御出迎え、村役人同道、奥野村まで  
罷り越し御案内御供仕り、大手脇南御門前にて平伏仕り、御  
滞りなく御入着遊ばされ候、それより勘四郎、名主平蔵、同  
小八、組頭尚八、同儀平、同茂三郎、同兼百姓代喜平次一同、  
御広敷御役所にて御酒下され大醉仕り帰宅致し候。

一御休息様儀は、十九日鶴舞表へ御引き移りなされ候、御出立  
の節、吉村様御手引にて御門前、御籠脇にて御暇申し上げ、  
平伏仕り候。御同人御姉御役女より御丁寧に永々世話に相成  
り候由、御挨拶に預かり申し候。

一同四月二十三日、鶴舞表へ罷り出候訳は、去る二十日黄金頂  
戴の節、御目録書にて御渡しに相成り、来る二十三日頃に鶴  
舞表へ請け取りに罷り出べき旨仰せられ候につき、差し上が  
り候ところ、御取り込みにて一時半程差し控えおり候うえ、  
追つて此方より達し次第出べき旨、仰せ渡され候。よつて夕  
刻帰宅致し候。

一同四月二十五日、御広敷にて宮本様、岩渕様御同席にて御達  
しには、新御殿所ならびに御玄関向き役所は追つて取り計ら  
い申すべく、その余は残らずこのまま迷惑にこれなく候わば  
差し置き申すべき旨、御申し渡しこれあり候間、仰せの趣承  
知、畏み御請け奉り候。

主後元年秋、即ち西暦一八四〇年九月廿二日、御内閣

越後守吉田公也が、御内閣にて御内閣に於て御内閣を

一同リトキナリテ御内閣を候給すと宅の間あいだ

一周ナカリテ在る事無事門遷おもて名主平藏等なむらひらざう御内閣

主内閣奉給し、御内閣を候給すと宅の間あいだ

御内閣奉給し、御内閣を候給すと宅の間あいだ

一周ニ月在ト先宿乃は候在主内閣日から候在後、日より候

その後、宮本様へ内々御伺い申し上げ候は、新御殿の儀、御差し置きに相成るべきやの趣、御伺い申し上げ候ところ、伺いの向むかき承知、いずれも取り計らい申すべく旨仰せ聞かされ候。

一同同日、午の中刻、高林様、大塚様より本宅御渡しに相成り

申し候。

一同二十六日、去る二十一日、御滞りなく御引き移りあらせられ候に付き、昨二十五日、御小納戸頭取宮本平様へ鮮魚御献上奉りたき段、御伺い申し上げ候ところ、そこもとより御献上の儀は何なりともいつにても御上にて御請け遊ばされ候、しかしながら格別心配に及び申さざる旨仰せ聞かされ候。翌二十六日朝、鮮魚相求め候に付き、鶴舞表へ罷り出、首尾よく献上奉り候。大鯛一枚上様へ献上奉り、大鯛一枚御前様へ献上奉り、大の中鯛一枚御休息様へ呈上仕り候。御用人佐野様へ中鯛一枚呈上、春日様へ同断、御小納戸頭取衆宮本様同断、三坂様同断、岩渕様同断、牧野様同断、奥御用人大橋様同断、右廻勤仕り候。その節黄金御下げに相成り申し候。ほかに名主平蔵、同小八、金三百疋、組頭一同へ金五百疋、これまで心配かけ候由にて、御目録、手前へ御渡しに相成り、同人どもへ勘四郎より相渡すべき旨仰せ付けられ、すなわち相渡し申し候。

一同同日、鶴舞表より帰宅道中、奥野村一軒家前にて、去る三月十五日泰壽院様東京へ御出遊ばされ鶴舞表へ御帰宿遊ばされ候途中、恐れ入り候間、右一軒家へ隠れおり、御通り後帰宅仕り候。

一同四月二十七日、元宿伝次郎殿、名主平蔵殿、同小八殿、惣村役人一同御招き、このたび

許領乃御内裡處且夏加身祝之上同品御用者若者有

（西席）

一同五月五日鶴舞市中該候居奉る事無事下り候

（西席）御用ノ役者而力ゆき 開幕式典

一同立上テ御用事下り至六 上猿方ア申ニテテニモ

（西席）御用事大印七本奉上

（西席）御用事大印七本奉上

（西席）御用事大印七本奉上

（西席）御用事大印七本奉上

（西席）御用事大印七本奉上

（西席）御用事大印七本奉上

拝領頂戴物、御披露かつ冥加身祝いとして一同御入来、御酒差し出し夜に入り御帰りなられ候。

一同五月五日、端午の御祝儀、鶴舞御本宮御役所へ麻上下にて御祝儀申し上げ奉り、それより御用入様方、御小納戸様方へ廻勤仕り候。

一同二十一日、鶴舞市は一六。上様方へ竹の子大印七本献上奉り候、かつ御休息様へ右同断三本呈上仕り候、表御役女様ならびに御女中衆へ竹の子差し上げ、御休息様方御役女ならびに女中へ差し上げ申し候。表御用人、奥御用人都合四人様、御小納戸頭取様方四人様、御次様七人、御広敷御役人衆十一人、御門番御足輕十人、御家從様方残らず竹の子五本ずつ呈進仕り候。ほか平野様、神崎様、上田様、清水様へ竹の子差し上げ申し候。

一同六月二十九日、暑中お見舞いとして上々様へ黒胡麻二袋、西の内紙一枚重ね献上奉り候。この儀以来定例に相成り申しある。ほかに御見舞いとして生きたる鴨女男二羽、御前様、泰壽院様へ献上奉り候。この儀は定例にはこれなく候。御休息様へは玉子一箱差し上げ申し候。御広敷役人御一同へ池田伊丹上酒二升、切手にて暑中御伺いとして差し上げ申し候。人數十一人御門暑中伺いとして金百疋差し上げ候。人數十人かつ御宅暑中御見舞い左に。御用人御出頭、佐野様黒胡麻、西の内一枚、八合入りにいたし呈上仕り候。御同役春日様右同断、奥御用人大橋様右同断、御小納戸頭取衆三坂様、宮本様、岩渕様、牧野様右同断、御次三宅様、鯉淵様ならびに

竹田様久保田様磯貝様御用入佐野様若旦那御用入春日様若旦那都合七人白砂糖一升代一貫百文生産方にて相求め一袋込み代とも八百文ずつ呈上仕り候。御広敷役人高林様、大塚様、亀井様、川田様、内田様、青葉様、今村様、前沢様、吉村様、間野様、浦野様、都合十一人白砂糖右値段代八百文ずつ袋入りにいたし呈上仕り候。御門御足輕宅見舞い致さず候。

一同九月九日重陽の御祝儀、羽織袴にて申し上げ奉り候。

上々様方柏餅御堂吉慶多御上品の御名前は重慶重慶

重慶の御日玉金日同日也重慶は重慶所重慶は重慶所

同主室重慶重慶重慶重慶重慶重慶重慶重慶重慶重慶

重慶重慶重慶重慶重慶重慶重慶重慶重慶重慶重慶重慶

重慶重慶重慶重慶重慶重慶重慶重慶重慶重慶重慶重慶

重慶重慶重慶重慶重慶重慶重慶重慶重慶重慶重慶重慶

重慶重慶重慶重慶重慶重慶重慶重慶重慶重慶重慶重慶

重慶重慶重慶重慶重慶重慶重慶重慶重慶重慶重慶重慶

重慶重慶重慶重慶重慶重慶重慶重慶重慶重慶重慶重慶

重慶重慶重慶重慶重慶重慶重慶重慶重慶重慶重慶重慶

竹田様、久保田様、磯貝様、御用入佐野様若旦那、御用入春日様若旦那、都合七人白砂糖一升、代一貫百文、生産方にて相求め、一袋込み代とも八百文ずつ呈上仕り候。御広敷役人高林様、大塚様、亀井様、川田様、内田様、青葉様、今村様、前沢様、吉村様、間野様、浦野様、都合十一人白砂糖、右値段代八百文ずつ袋入りにいたし呈上仕り候。御門御足輕宅見舞い致さず候。

一同九月九日、重陽の御祝儀、羽織袴にて申し上げ奉り候。ほかに御見舞として上々様方へ柏餅御重一組献上奉り候。御休息様へ同一重差し上げ申し候。御表役女様同一重、同御女中衆へ同一重、御休息様御次女中方へ同一重差し上げ申し候。

御家令佐野とおる様へ御祝儀申し上げ奉り、ほかに醤油一升切手ならびにあさり一升差し上げ申し候。御小納戸頭取三坂斜様、同宮本蒙平様右同断、ほかに手土産としてあさり一升ずつ差し上げ候。遅刻に相成り大工儀左衛門出店へ一泊いたし、翌朝工作方吉村源次様へ罷り出、土産屋の井一升差し上げ、用向き申し上げ候。朝飯後、御用入春日様へ御祝儀申し上げ奉り、さばの干物三十枚御見舞いとして差し上げ候。御小納戸、工作方兼帶牧野様へ右同断、干物同断、奥御用人大橋広太様へ右同断、干物同断、和田村御仮住居岩淵雪様へ右同断、干物三十六枚差し上げ候。また御用入御添役寺田様へ右同断、干物四十五枚差し上げ候。大工宅にて酒中飯いたし

一四ノ重陽之日新御殿奉上而市改名新御殿也乞乞乞

新御殿を改め候事

一萬月内に達

佐門平左衛門新御殿奉上而市改名新御殿也乞乞乞

萬月内に達

草門平左衛門新御殿奉上而市改名新御殿也乞乞乞

上林平左衛門

平左衛門新御殿奉上而市改名新御殿也乞乞乞  
新御殿奉上而市改名新御殿也乞乞乞  
新御殿奉上而市改名新御殿也乞乞乞

萬月内に達

千九月

而上层

新御所

新御殿奉上而市改名新御殿也乞乞乞

多志山新御殿奉上而市改名新御殿也乞乞乞

万月内に達

佐門平左衛門新御殿奉上而市改名新御殿也乞乞乞

一同同日、重陽の御祝儀申し上げ奉り候節、頭取三坂様へ御意を得、ついでながら新御殿の儀、御伺書差し上げ候。左に

一当四月中御達しござ候

仮御本營新御殿ならびに御役所、右二か所御儀、おつて御引き払い、余はそのまま御差し置き下され候段、ありがたく御請け奉り候。よっては今般恐れながら御伺い上げ奉り候は、新御殿御儀、以後上様東方御巡見の節、または万々一非常等の折がら、恐れながら御先例に任せ御旅籠御用仰せ付けられたく願い上げ奉り候に付いては、新御殿一か所このまま御差し置き下され候わばありがたき仕合せに存じ奉り候。もとも御修復の儀は恐れながら私にて仕りたく存じ奉り候、前段御聞き済み下し置かれ候わば冥加至極ありがたき仕合せに存じ奉り候。この段、恐れながら御書付けをもつて御伺い上げ奉り候。以上

午九月日

元仮御本營 勘四郎

御本營御役所

右書付け午十月中三坂様へ口上書無印にて差し上げ候

恐れながら書付をもつて願い上げ奉り候

元仮御本營御宿今関勘四郎願い上げ奉り候。当四月中御達しこざ候、仮御本營新御殿ならびに御役所おつて御引き払いさせられ候段、

所合を以て候事新御御殿後　上様お名に遇見し事  
上御と御幸ありお車を御の旅籠御用仰せ付け  
於たる御簾御修復候事候事候事候事候事

奉事候事候事候事候事候事候事候事候事候事

四月三日午前

元仮

御本宮

秀英  
御草堂  
中頃石中様

明治三庚午閏十月

元仮御本宮御宿

今関勘四郎　印

右書付け午閏十月二十九日御頭取宮本様へ差し上げ申し候  
午十一月九日、御頭取三坂様より御達し願いの通りお聞き届  
けと相成り候間、その旨相心得べきとの御意にござ候。以上  
恐れながら書付けをもって願い上げ奉り候。

元仮御本宮御宿今関勘四郎願い上げ奉り候。当正月御松飾り  
の御儀、御定例、去る已十二月二十八日、恐れながら私へ下  
御用仰せ付けられ、滞りなく相勤め、ありがたき仕合せに  
存じ奉り候。よっては後來、御本宮南の御門前ならびに御用  
所御口々、恐れながら私へ御松飾りの御儀、御用仰せ付けら  
れたく願い上げ奉り候。

秀英  
御草堂  
中頃石中様

左書御中頃石中様へ申す事無事御松飾り  
御定例已十二月二十八日御用仰せ付け事御松飾り  
御用仰せ付け事御松飾り御用仰せ付け事御松飾り  
御用仰せ付け事御松飾り御用仰せ付け事御松飾り

右後山中通事無事軍加至極ありがたき仕

明治三年十一月

度

本當御宿

寫奉

佈奉

御頭取中根

この段御聞き済み下し置かれ候わば、冥加至極ありがたき仕合  
合わせに存じ奉り候。以上

明治三午年十一月

鶴舞御本當御頭取中様

元仮御本當御宿

今関勘四郎印

右書面午十一月九日御頭取三坂様へ差し上げ奉り候。

もつとも工作方御重役頭取牧野様へ申し上げならびに御下役川田様、吉村様へも右の趣き申し上げ、追つて御沙汰これあるべき段、仰せ聞かされ候。以上

午十一月二十八日、表向御小納戸御頭取三坂様より御達し。  
願いの通り御聞き届けに相成り候間、その旨相心得べしとの仰せにござ候。以上

恐れながら書付けをもつて願い上げ奉り候 みね女十四才  
御支配地御内三ヶ（谷）村百姓順藏娘みね女儀、たしかなる者にござ候間、恐れながらこの度御女中御見習いに差し上げ奉りたく、この段御聞き済み下し置かれ候わばありがたき仕合  
合わせに存じ奉り候。以上

明治三午年十一月 元仮御本當御宿 今関勘四郎印

申が死地の身と存るに以て御暇空ね女中候ふ在  
早々名立とて來るゆかず一而身多幸幸を乞う難  
五事事多幸とて終不虞が如く

明治三年十一月

度

本當御宿

元仮御本當御宿

今関勘四郎印

元治年  
御年賀

西政事中 様

宮本蒙平様

右書付宮本様より御内意に付き三ヶ（谷）村順藏招き取り  
御内意申し渡し、書面宮本様へ差し上げ申し候。

恐ながら書付けを以て御届け申し上げ奉り候  
元仮御本營新御殿御儀、後來知事様東方御巡見、かつ非常等  
の折柄、御先例、御旅籠御用に御差し置きあらせられ候儀、  
今般仰せ渡され、冥加至極ありがたき仕合わせに存じ奉り候。

この段、恐ながら御届け申し上げ奉り候。以上  
明治三午十二月日 元仮御本營御宿

多喜少子年在す

鶴舞御本營御頭取中様  
宮本蒙平様

右書付宮本様より御内意に付き三ヶ（谷）村順藏招き取り  
御内意申し渡し、書面宮本様へ差し上げ申し候。

恐ながら書付けを以て御届け申し上げ奉り候  
元仮御本營新御殿御儀、後來知事様東方御巡見、かつ非常等  
の折柄、御先例、御旅籠御用に御差し置きあらせられ候儀、  
今般仰せ渡され、冥加至極ありがたき仕合わせに存じ奉り候。

この段、恐ながら御届け申し上げ奉り候。以上  
明治三午十二月日 元仮御本營御宿

多喜少子年在す

元仮

鶴舞

御年賀

印

今関勘四郎 印

右書面、御藩庁權少属牧民掛諸星大斗様へ午十二月四日書面  
差し上げ申し候。以上

恐ながら書付けをもって御届け申し上げ奉り候

当正月、仮御本營御松飾りの御儀、御門前ならびに御玄関御  
用所

鶴舞  
御年賀

右書付宮本營新御殿御儀、後來知事様東方御巡見、かつ非常等  
の折柄、御先例、御旅籠御用に御差し置きあらせられ候儀、  
今般仰せ渡され、冥加至極ありがたき仕合わせに存じ奉り候。

多喜少子年在す

右書付宮本營新御殿御儀、後來知事様東方御巡見、かつ非常等  
の折柄、御先例、御旅籠御用に御差し置きあらせられ候儀、  
今般仰せ渡され、冥加至極ありがたき仕合わせに存じ奉り候。

四月御用宣用五事正月正月正月正月正月正月正月正月正月正月

所門正月正月正月正月正月正月正月正月正月正月正月正月正月

正月正月正月正月正月正月正月正月正月正月正月正月正月正月

四月正月正月正月正月正月正月正月正月正月正月正月正月正月

正月正月正月正月正月正月正月正月正月正月正月正月正月正月

御口々御定例、去る已十二月二十八日、私へ下御用仰せ付けられありがたくお請け奉り、首尾よく相勤め候、よつてはこの度御先例、かたがた、後來南御門前ならびに御用所御口々御松飾りの御儀、私へ仰せ付けられ冥加至極ありがたく御請け奉り候、この段恐れながら御届け申し上げ奉り候。以上

明治三午十二月日

元仮御本宮御宿

今関勘四郎印

鶴舞御藩序右同断。午十一月四日、諸星大斗様へ差し上げ申し候。以上

一午の十一月二十七日、寒中御機嫌御伺い奉り候。左に

御上様へ尺六寸、尺五寸生鯉献上奉り候、この分三ヶ谷村忠

右衛門より代金一両にて相求め候、御前様、泰壽院様へ千葉

子折入り献上奉り候、鶴舞大門前にて相求め、代二百五十疋、

御別房様へ玉子大三十二、蠟燭箱へ入れ呈進仕り候。御表御

役女、御女中衆へ小丸餅大切りだめ一つへ入れ差し上げ、な

らびに御別房様へ御役女、御女中方へ小切りだめ一つへ入れ

差し上げ候、残らず右の品々御小納戸御頭取衆へ差し上げ申

し候、御家令佐野様へ数の子一升袋入りにて寒中見舞い差し

上げ申し候。春日様右同断、御添御用人寺田様右同断、大橋

様右同断、御小納戸頭取官本様、三坂様、岩渕様、牧野様、

右四人様へ数の子一升袋一つずつ寒中御見舞いに差し上げ申

し候。

御内意承り候に御内意承り候に御内意承り候に御内意承り候

竹田御内意承り候に御内意承り候に御内意承り候に御内意承り候

御内意承り候に御内意承り候に御内意承り候に御内意承り候

御次様佐野様若旦那、春日様若旦那、久保田様、三宅様、鯉  
洲様、竹田様、磯貝様、右七人様、数の子、寒中御見舞い申  
し上げ候、御広敷御一同へ数の子一升袋入りにて二つ、寒中  
御見舞い差し上げ候、御門番御足軽十人へ金百疋寒中差し上  
げ候。御小遣(使)六人へ金五十疋寒中遣わす。

一午の十二月四日、諸星大斗様へ来正月御藩庁へ御年始相勤め  
候儀、いかがこれあるべきや、内々夜分差し上がり御伺い申  
し上げ候ところ、当節藩庁の儀は天朝の役所に候えば、相勤  
め候におよぶまじき旨、御内意にござ候。もつとも當正月五  
日、相勤め候につき内々御懇意に任せ御伺い申し上げ候とこ  
ろ、右の御内意承り候につき相勤め申さず候。

一同十五日、夕方より鶴舞へ出足致し、夜に入り工作方下役吉  
村へ罷り出、松飾りの儀、御伺い申し上げ候ところ、工作方  
川田徳造様方へ罷り出、御指図請け候よう御内意下され候に  
つき、出店へ一泊致し、明朝、御殿御広敷へ差し上がり、川  
田様に御目にかかり御伺い申し上げ候ところ、一両日のうち  
に吉村氏と相談の上、あれこれ申し達すべき旨仰せ聞かされ  
候につき罷り下がり、帰宅仕り候。

一同十九日、工作方川田様より御書面にて、御松飾りの儀、御  
場所、松飾り御献上しかるべき旨仰せ聞かされ候につき、右  
の仕度にて、同二十四日、南御門前御松飾り分、村方人足十  
六人ほかに三人、指(宰)料一人中の喜三郎、都合二十人に  
て朝飯ならびに酒差し出し、弁当持参、大松男女二本組、垂  
一丈二尺一組、杭木六本、大小繩見計らい

方座松酒席にて坐候す。主事は三本と申す。或馬手にて方を拂り  
右ナリトモ多からず。まことに御酒席が朝出足御用事。右木ノ門を拂ひ

幸移ト所行候事。一同御宴終。

一同木言申候不承可申乃て至る方足。すちに替へて人足を拂ひ  
一同木ハ、終南の門木ノ門修業所アリ。其常申付金並ヘ付事。着  
候事。芳草木方足。所由至る事。左御下傍毛御松を御用事。

佐川田役事。松の根を高瀬上田ヲ仰生。山政事。御用事。名足  
ナツ申至所御用事。相信。所以往極事。高瀬全多メヒミタニ日四井  
等。御正派の御居事。御用事。年々カツマツテ右高瀬初秋事。

一同二十八日朝、南御門前御松飾りの儀につき、勘四郎ほか人  
足二人、村寅蔵、谷の芳吉召し連れ罷り出、昼後までに滞り  
なく飾り立て、首尾よく相勤め、工作役人川田様、吉村様、  
御検分相済み候上、御小納戸御頭取衆より御用の旨仰せ聞か  
され、早速罷り出候ところ、御松飾りの儀御挨拶これあり、  
ならびに金五百疋下し置かれ、かつ御切紙にて、御上様御仮  
宮永々相勤め申すべき旨、御達しこれあり。よっては右相勤  
め料として、年々御藏米二俵ずつ四斗入りにて下され候旨、  
御書付け頂戴仕り、冥加至極ありがたく御礼申し上げ奉り、  
それより御広敷御役所にて御酒下され御暇申し上げ帰宅仕り  
候。

幸ニ御多幸致候事。御用事。御用事。御用事。御用事。御用事。御用事。御用事。

一 以迄江澤未年ニ及ヒ候事。

内上様より年既少教成也。頭取衆ナシ上野御松石とぞ  
内上様。御年頭御祝儀。御用事。御用事。御用事。御用事。御用事。御用事。御用事。  
御別房御大鰐子。御用事。御用事。御用事。御用事。御用事。御用事。御用事。御用事。

御別房御別房御役女一人右同断。差し上げ申し候。

又格で左より御用事。御用事。御用事。御用事。御用事。御用事。御用事。

### 明治四年（辛未）一八七年

一 明治四辛未年正月五日、おそれながら御上様へ御年頭御祝儀、  
御小納戸頭取衆へ申し上げ奉り候、かつ御献上品々左に。  
御上様へ末広一対箱入り台付き代料六百ばかり、御前様、泰壽  
院様へ「イ極上の土佐鰻節、箱入り台付き代料銀六十匁にて  
相求め、献上仕り候。御別房様へ大鰐節三本、袋入りにいた  
し呈上仕り候。御表御役女三人、小杉紙二帖ずつ差し上げ、  
御別房様御役女一人へ右同断、差し上げ申し候。

同正月八日御奉手下り正月金に御渡し者御幸事也在御  
内内幸事にて御手元は御事也御事也御事也御事也御事也  
御事也御事也御事也御事也御事也御事也御事也御事也  
御事也御事也御事也御事也御事也御事也御事也御事也  
御事也御事也御事也御事也御事也御事也御事也御事也  
御事也御事也御事也御事也御事也御事也御事也御事也  
御事也御事也御事也御事也御事也御事也御事也御事也  
御事也御事也御事也御事也御事也御事也御事也御事也  
御事也御事也御事也御事也御事也御事也御事也御事也  
御事也御事也御事也御事也御事也御事也御事也御事也

一 同五日、御本營より下がり御家令佐野様、春日様、寺田様、  
大橋様、切りこぶ一玉ずつ、歳(年)玉に差し上げ候、なら  
びに御小納戸頭取三坂様、宮本様、岩渕様、牧野様へ切りこ  
ぶ一玉ずつ差し上げ申し候。御次佐野様若旦那、春日様若旦  
那、三宅様、久保田様、竹田様、磯貝様、鯉渕様、右七人、  
切りこぶ半玉ずつ年玉に差し上げ候。御広敷御役人衆中へ星  
の井一升差し上げ候。御広敷御役人衆中へ星  
上々半紙二帖ずつ差し上げ候。御門御足輕十人へ金百疋、年  
玉に差し上げ候、御小使六人へ金五十疋遣わす。

一同五日、昨午の十二月二十八日、仮御本營、永々相勤め候につき御米二俵ずつ年々下し置かれ候御礼として、池田伊丹一  
升、御家令佐野様へ差し上げ、ならびに御小納戸頭取三坂様、  
池田伊丹二升、宮本様同二升、牧野様同一升、岩渕様同一升、  
右四人様へ切手にて差し上げ申し候。工作方川田様伊丹一升、  
切手にて差し上げ候。同吉村様へ星の井一升、切手にて差し  
上げ候。

一同正月八日、星未の刻、泰壽院様御儀、旧冬より御不快にあ  
らせられ候ところ、御養生叶わず御薨去遊ばされ候。御尊体  
は東京白山淨心寺へ相納まり候に付き、御見送り御供願い上  
げ候ところ、御聞き済みに相成り、御供仕りありがたく存じ  
奉り候。泰壽院様御駕にて正月二十二日朝七つ半時御供揃え、  
朝六つ半時御出駕、御掛り役人、御用人寺田様、御小納戸東  
京詰め御人一人、御次三宅様、竹田様、春日様の若旦那、御  
広敷青葉様、内田様、吉村様、御役女

竹田様春日様御事也御事也御事也御事也御事也御事也  
御事也御事也御事也御事也御事也御事也御事也御事也  
御事也御事也御事也御事也御事也御事也御事也御事也  
御事也御事也御事也御事也御事也御事也御事也御事也  
御事也御事也御事也御事也御事也御事也御事也御事也  
御事也御事也御事也御事也御事也御事也御事也御事也  
御事也御事也御事也御事也御事也御事也御事也御事也  
御事也御事也御事也御事也御事也御事也御事也御事也  
御事也御事也御事也御事也御事也御事也御事也御事也  
御事也御事也御事也御事也御事也御事也御事也御事也

身の内に人正月の年日は易至程驚歎せん  
内を出立高遠を主とて元修屋喜惣郎とも往來せん  
是至松邊村佐野方中佐淳行村和泉舍山中休乃御野村  
士郎喜惣郎草陳而泊、是未だ餘ちまづの居候故候をば是至  
完至松邊村佐野方中佐淳行村和泉舍山中休乃御野村  
行法為至山中休泊り是未だ上不三事シハヤマ頭を  
是至喜之山中休泊る事未だ程初より遠移居少取  
之於之布幕引御宿神田リ山越氏上席す御坐御奉  
事所トキ山御ゆき江舟山中休同三山原石運、御宿御致  
二人、御女中三人、御足輕三人、半田様、岡原様、繁野様、  
御小使三人、御六尺十人、請追（負）一人市太郎、元假當勘  
四郎とも都合上下三十二人發足、松崎村喜惣治方御中飯、浜  
野村和泉屋御小休、曾我野村七郎兵衛御本陣御泊まり、翌二  
十三日朝、七つ半時御供揃い、朝六つ後御出立、登戸村木村  
屋御小休、馬加村樋口屋御中飯、船橋宿海老屋御小休、行徳  
丸屋御本陣御泊まり、翌二十四日、上下三十二人御小納戸頭  
取三坂様ならびに御藏元山越與兵衛殿、東京より前夜船にて  
御出迎え、都合御船三船にて東京新柳橋、神田川山越氏上場  
より御駕はじめ上下残らず上がり、山越氏にて御中飯、御重  
役一同の御席へ連なり中飯頂戴、御機嫌よくあらせられ候段、  
御伺い上奉り候後、御同人様へ、去る午年作徳米二十五俵代  
金六十九両余上納仕り、御暇申し上げ奉り夕刻までに帰宅仕  
り候。

一若姫君様御死去遊ばされ候に付き、茂原寺へ相納まり、当日  
御供相願い茂原寺まで御供仕りすぐに帰宅仕り候。  
一同五月二十七日、御小納戸頭取三坂斜様御隠居様御大病に付  
き御急ぎ、こち、かれい、金一步（分）分持參仕り、御病氣  
御見舞い申し上げ奉り候。翌朝死去なされ候由承知仕り候。  
一同六月十九日快晴、御上様方へ暑中御伺い上げ奉り候。ただ  
し、羽織袴にて御上様へ黒胡麻二袋西之内およそ三升七、八  
合

一日二月九日留洋行  
一曰二月九日留洋行

但馬守  
但馬守  
但馬守

事の如き、門石張。かの御令和定下様、御内閣を御前様。

御内閣金を御奉り候。内閣至るに御金仕御秋番度御前様

献上奉り候。御前様へ水砂糖金二百疋分、箱入りに致し献上奉り候。御別房様へ同水砂糖金一分一朱分袋入りに致し呈上奉り候。御家令佐野様ならびに春日様、御小納戸頭取衆四人

様、寺田様、御次七人様、御広敷十一人様、黒胡麻、白砂糖

袋入りにて呈上仕り候、ほかに御広敷へ星の井一升、切手にて差し上げ申し候。代一貫二百文、砂糖代一升、一貫二百文

ずつ数七百文十一に、八百文八つ袋入りに致し差し上げ申し、金幣百疋、御門番十人へ同上三朱、御小使六人百姓男二人へ

遣わし申し候、黒胡麻多めに致し、代メニ二両一分三朱と二貫九百八十四文相掛り申し候。首尾よく相勤め帰宅仕り候。

一同七月盆前、三坂様、新盆御仏前へ干うどん箱入り、代一朱と百七八文分差し上げ申し候、代リ亀吉勤め申し候。

一同七月十七日、御小納戸頭取牧野多満様御隠居様過日御死去なされ候に付き、そうめん二十五持參御悔やみ申し上げ奉り、

御仏前へ差し上げ申し候。

一同八月十三日、小雨。御上様東京御詰め遊ばされ候に付き、

松崎村喜惣治殿方御中飯、同所まで御供願い済みに相成り、

朝正五つ時、鶴舞表御發駕遊ばされ四つ半過ぎ喜惣治方へ御

着遊ばされ候。御見送り相済み候上、手前儀少し不快ゆえ御

断りなくすぐに帰村仕り候。しかるところ御上様、仮り嘗勘四郎に御会いこれあるべき旨仰せ出され候由、手前帰宅後ゆえ拝顔を得ず恐れながら残念のことござ候。

一同十八日小雨、御前様ならびに御別房様東京へ御發駕、これによりまたぞろ御供願い済みの上、松崎村喜惣治方まで御見送り仕り、御中飯ならびに御酒下され首尾よく

一回かりやとあらわし終焉。附森吉至みゆきと高麗  
彦子。

一日ナリテ直吉表、西風、御用ノトモニテ名古屋直吉ノ生  
作即松と申候。又お松を曰ふ事ナリ松と申候。又直吉用  
室立納ヒ内侍を生産。西風御室は直吉と申候。又直吉口宣  
テ直吉奉事。又お松と申候。又直吉御室所ト里吉  
能の外此年ノ事。又直吉と申候。又直吉と申候  
ツルハシ取引。又別テ写手に思候。又直吉と申候。又

帰村仕り候。

一同九月中は両度ほど、御頭取衆まで御上様東京御様子御伺い  
のため差し上り申し候。

一同十月五日、鶴舞表へ御伺いの筋これあり、口上書持參罷り  
出候のところ、佐野様、三坂様、宮本様ならびに同若旦那四  
人様、茂原寺へ御用向きてお越しなされ候由ゆえ空き屋、  
帰宅仕り、夕方手代亀吉、上茂原御宿屋より茂原まで遣わし  
候ところ、夜分ゆえ御目にかかりず、同人帰宅致し候。翌六  
日朝、またぞろ亀吉遣わし候のところ、茂原宿へ御一泊の由、  
御立ち寄りの儀、願い上げ候のところ、御承知の趣、すなわ  
ち六日四つ時ごろ四人様御光来遊ばされ候。それより御酒差  
し上げ、夕方御一同御出足遊ばされ候のところ、佐野様、長  
南宿勘四郎まで御出、少し御不快の御様子にてまたぞろ御一  
同様御立ち帰り遊ばされ候。佐野様御出後すぐに御氣分宜し  
く相成りまたまた御酒差し上げ、夜分深く九つ時過ぎまで御  
酒差し上げ、翌七日朝より御酒差し上げ、その節、御伺いの  
筋、口上書ご覧に入れ申し候ところ御承知の上、東京御上様  
付き頭取方岩渕雪様、牧野多満様方へ、添え書差し遣わし申  
すべき旨仰せられ、至極もつともの事ばかり、藩士等も及ば  
ず、御上へ対し、心切の儀と仰せられありがたき御儀と存じ  
奉り候訳は、当節、時々御変革、御上様御儀、後來いかがこ  
れあるやと心痛の余り当地に於いて田所、御買入れ置き遊ば  
され候わば

御永久の御仕法かと愚案の趣、口上書にて御伺い上げ奉り候次第、御三人様御聞き済みの儀ゆえ、御上様へ御機嫌御伺い上げ奉り、かつは前段の事ばかり御伺い奉りたく、当七日吉日につき出足いたし候趣申し上げ置き、御四人様も昼後未の下刻首尾よく御意になられ申し候、口上書左に記し置き申し候。

恐れながら口上書をもって御伺い上げ奉り候  
御上様御儀、鶴舞表御普請中、恐れながら私方へ御仮営あら  
せられ冥加至極、ありがたき仕合わせに存じ奉り候。しかる  
ところ今般、御変革につき、御上様御儀、東京詰めにあらせ  
られ案外の御儀何とも恐れ入り奉り候、よつては私儀、御仮  
営相勤め罷りあり候えば、恐れながら御上様御後來の御儀い  
かがこれあるべきやと、日夜心痛仕り候に付き、とくと愚案  
仕り候には、當時節柄時々御変革もこれあり候えば、恐れな  
がらとくと御勘考あらせられたく存じ奉り候。恐れながら私  
愚意左に申し上げ奉り候。さて申し上げるに及ばず金銀は何  
程所持罷りあり候とも、至つて散じ安く候えば、御上様万々  
一の御供（備え）のため、御手元金かつ御不用の御道具等御  
払い遊ばされ、さりとも御調達の上、当上総表にて田所およ  
そ上り高五百俵も御買入れ置き遊ばされ候わば、実もつて御  
永久の御仕法と恐れながら存じ奉り候、ついては、当秋は米  
価値外下値に相成り候故か追々金子など融通につき、只今よ  
り御手組遊ばされ候えば、数多御手入に相成り申すべしと存  
じ奉り候。この段御勘考の上御もつともにおぼしめし遊ばさ  
れ候わば恐れながら

力取お急ぎ田所割合上り高委細申し上げ奉るべく候。  
多幸の事に御用と申上

附箋事書

清高屋

箋事書

御上納  
御願事



上

正義

下掛り相勤め、田所割合上り高委細申し上げ奉るべく候。恐  
れながら右のことばかりよろしく御伺い下しおかれ候よう、恐  
ひとえに願い上げ奉り候。以上

明治四辛未十月

御仮宮

今関勘四郎 印

一 同七日、御客来に付き、出立遅く相成り候に付き、わらじ門  
前へ差し出し置き、翌八日東京へ出足いたし、登戸宿へ一泊、  
翌九日、東京小網町上総屋太助方へ着致すべきところ、長南  
宿仁三郎殿同道ゆえ、同人宿馬喰町美濃屋五兵衛宅へ泊まり、  
十日朝飯後、御上様御儀未だ御仮り住まいにて日本橋楳町岸  
に入らせられ、御同所へ罷り出、御頭取衆岩渕様、牧野様、  
御目通り仕り、まず御上様ますます御機嫌よくあらせられ候  
段、御伺い上げ奉り、ついては御国元にて三坂様、宮本様へ  
御内々御書付け御伺い上げ奉り候事ばかり、御聞き済みの上、  
このたび、御添書下し置かれ候に付き、恐れながら持参仕り  
候由申し上げ、御当所へ差し出し候ところ、御両人様御入手  
になられ御一読の上至極もつともの事ばかり、御上へ御伺い  
奉るべき旨仰せられ首尾よく

一日もかからぬ間をあさあさとあがむかにしつかてあまめま  
は築里門中を走り而して車乗御行、彦馬を多く  
季節の物事には御用ひをなすりあたる所へお歸事へゆき  
源十日假途、御上様御上り事務にひそりあらねば可候  
萬事の御用事があらまことと面接お取扱御用事へ完  
了御用事あらば、四日、御上様御上り事務にひそりあら  
まことと面接お取扱御用事へ完了御用事あらば、  
更に上り事務に付、四日、御上様御上り事務にひそりあら  
まことと面接お取扱御用事へ完了御用事あらば、

あらそよきとおゆきとをすのくわにやうじゆくあらそ  
政事圖書物野村多喜多喜と御用候を申すとおもふ  
所向は鳥とおれと種めきどくとくと  
志を年をあたへとおれとおれとおれとおれとおれと  
身の花と紅葉月あらねおお野所行候を申す  
出先り運び移りえらるてを申すとおれ  
印本部を申すとおれとおれとおれとおれとおれと  
おれとおれとおれとおれとおれとおれとおれと  
白井方からと申すとおれとおれとおれとおれと

印本部を申すとおれとおれとおれとおれとおれと  
おれとおれとおれとおれとおれとおれとおれと  
おれとおれとおれとおれとおれとおれとおれと  
おれとおれとおれとおれとおれとおれとおれと  
おれとおれとおれとおれとおれとおれとおれと

おれとおれとおれとおれとおれとおれとおれと  
おれとおれとおれとおれとおれとおれとおれと  
おれとおれとおれとおれとおれとおれとおれと  
おれとおれとおれとおれとおれとおれとおれと

相下がり、それより日々御様子御伺いに差し上がり候ところ、十七日朝、またぞろ差し上がり候ところ、頭取岩渕様、牧野様、御一座にて岩渕様より仰せられ候には、このたびの事ばかり御伺いの儀、とくと申し上げ奉り候ところ、上様においても奇特のことにおぼしめされ早速御勘考もあらせらるべく候ところ、当時節柄、御取締向きなどにことごとく御心配遊ばされ、ことによる十九日はいよいよ本所法恩町（寺）橋辺りへ御普請御出来、御引き移り遊ばされ候に付き種々取り込み、みての通りしさつ罷りあり候間、御上様にても右事ばかり何分御勘考御付き遊ばされず、いずれ追って出京の沙汰に相成り候か、またはこなたより出役にて申し入れ候か、左に相心得帰村これあるべき旨、仰せ出され候に付き取りあえず帰村申し上げ候ところ、御上様より御目録五百疋、御酒代として二百疋下しおかれありがたき仕合わせ、厚く御礼申し上げ奉り、頂戴仕りて相下がり申し候。もつとも十七日前、田所明細書差し上げ候旨、仰せ付けられ候に付き、左に記し差し上げ奉り候。

一 同十八日朝、小網町上総屋太助宿より出立、翌十九日道中無事、夕方帰村仕り候。

記

田所上、中、下 反別合わせ何十何町何反何畝歩

ただし、この儀は恐れながら御買入れの時節、明細申し上

げ奉るべく候

入付米千俵　　ただし四斗入り。百姓方へ入付米内およそ米四百五十俵　御年貢納米高引き

田所千俵　　米四百俵  
内米高引

桃元辰

奉年賀状

和義法

賀年賀状

金原少佐修

金原利樂

月替石井廣也 金子利樂

左年半相 金子利樂

金子利樂

左新井千廣

利樂左新井千廣

左新井千廣

利樂左新井千廣

右年利樂左新井千廣

右入付米千俵  
御買入代金およそ一万両の利徳米五百俵。代金千両なり  
右にて五分の利合に相当たり申し候

右の利盛五分の割合にて仕立て、左に申し上げ奉り候  
西年初年

元金千両 一か年利盛百両に

二か年め元二千百両に 同 利盛二百十両に

三か年め元三千三百十両に 同 利盛三百三十一両に

四か年め元四千六百四十一両に 同 利盛四百六十四両に

五か年め元六千五百両に 同 利盛六百十両二分に

六か年め元七千七百十五両二分に 同 利盛七百七十一両二分に

七か年め元九千四百八十七両に 同 利盛九百七十八両と永七

百文

小以  
金一万四十一両二分と永七百文

右はまつたく七か年めに元金御差入れに相成り申し候。

同二十二日、鶴舞表宮本様、三坂様へ去る十九日帰村仕り、

かつ東京御屋敷様より御伝達の旨ござ候に付き、御当所へ罷り越し申し上げ奉り候。さて、宮本様にて昼後七つ頃より御酒頂戴、夜に入り三坂様御着後一座にて種々御代金頂戴仕り一泊御願い、翌二十三日早朝より宮本様にてまたまた御酒頂戴仕り、三坂様よりも御酒下され候由にてたびたび御使い下され、昼前四つ半ころ宮本様、若旦那御同道にて三坂様へ罷り出、種々またまた御馳走頂戴仕り七つ頃御暇頂戴致し、入合(相)帰宅仕り候。もっともこのたび御伺い一儀、御両公

様へ申し上げ候ところいづれ来る二十六日佐野様、宮本様御出京遊ばされ候に付き、兩人にてとくと右事ばかり御伺い申し上げ、御帰村の上吉左右(きつそう)仰せ聞かされ候旨、

御両人様より仰せ聞かされ候。

同二十一月二十三日、御頭取三坂様より御状到来、拝見仕り候ところ、昨二十二日佐野様、宮本様御帰村に付き御用これあり、近々罷り出べき旨仰せ聞かされ候間、二十五日、三坂様へ差し上がりそれより宮本様へ御帰村見舞い申し上げ、御同人様御同道にて

申奉候

日本古事記五五五、高橋本高橋初來降見宿は志方  
佐野様三坂様高橋本高橋初來降見宿は志方  
高橋本高橋初來降見宿は志方

修野様の事より三坂様を函の内に差し候。野柳は前日他より在りて、あわせ申す。野柳の事は、と仰被文  
五郎左衛門上野守元義は、おれが子孫の修野柳の事である。野柳の事は、  
口傳を承りたる事也。向の鐵を手に中止付。田所御買入  
百件以上ある事。用意するに、半分が外思  
寄附。往々出で、手を取る事多矣。アリは、高田  
一ツ目。是年正月、中三月相合浦。田所御買入後、  
雪見。今度は相合浦して、と申す。有りて、高田

佐野様を前田他より在りて、あわせ申す。野柳の事は、と仰被文  
五郎左衛門上野守元義は、おれが子孫の修野柳の事である。  
口傳を承りたる事也。向の鐵を手に中止付。田所御買入  
百件以上ある事。用意するに、半分が外思  
寄附。往々出で、手を取る事多矣。アリは、高田  
一ツ目。是年正月、中三月相合浦。田所御買入後、  
雪見。今度は相合浦して、と申す。有りて、高田

佐野様へ差し上がり候につき、三坂様へちょっと御伺い申し  
上げ候ところ、先刻佐野様へお越しに成られ候由、これより  
宮本様御同道、佐野様へ差し上がり候ところ、三坂様いらせ  
られ、佐野様先刻御他出なられ候由、右に付き御両人様別席  
にてしばらく御相談遊ばされ候上、奥御座敷へ御招きになら  
れ、今日は佐野様御留守には候えども手前共より申し渡し候  
由、宮本様よりさて先だつて中、御伺いなられ候田所御買入  
事ばかり御伺い申し上げ候ところ、当節御用多にて何分に  
も決着に相成り兼ね、奇得（特）の段御満足におぼしめし遊  
ばされ、手前共よりきっと申し候よう仰せ出され候由。  
一同席にて、ついては昨午年三月中、三坂様名前にて田所質物  
代金四百両の儀はまったく御上様の御手元金にてこれあり候  
に付き、當未年より御直納致されべき旨、御両人様より仰せ  
渡され御請け申し上げ奉り候、よっては昨午年差入れ候質物  
証文書替え、東京詰め頭取岩瀬雪様、牧野多満様御名當に認  
め直し差し上げ候よう、これまた仰せ付けられ御請け奉り候。  
一同席にて、かねて建て置かれ候御役所向き、これまで迷惑に  
これあり候旨仰せ聞かされ、よってはこのたび右役所、残らず  
そこもとへ下し置かれ候御沙汰、その段承知なさるべき由  
仰せ聞かされ、誠にありがたき仕合せ、すなわち頂戴仕り  
御礼申し上げ候。御両人様も佐野様より申し渡すべき筈のと  
ころ御留守ゆえ手前共より右事ばかり口々申し渡し候と仰せ  
聞かされ候。時刻は昼後未の下刻ころにござ候。御両人一緒に  
佐野様罷り出、御門前にて御暇申し上げ帰宅仕り候。

一十二月九日、寒中御見舞いとして鶴舞表へ罷り越し佐野様へ  
差し上り、寒中御見舞い申し上げ、数の子目方百五十匁袋入  
りにて差し上げ申し候。その節、旦那様御在宅にて奥座敷へ  
罷り通り、旦那様より先般三坂様、宮本様より仰せ聞かされ  
候口々事ばかり仰せ聞かされ、なおまた、質物代金まったく  
御上様御手元金の趣、御伺い申し上げ候ところ、相違これな  
き段仰せ聞かされ候。それより三坂様、宮本様へ寒中御伺い  
数の子百五十匁ずつ差し上げ申し候、岩渕様、牧野様へも同  
断、数の子百匁ずつ差し上げ申し候、大木様へ同断、数の子  
百匁差し上げ申し候、吉村源次様へも同断、数の子百匁差し  
上げ申し、今村様へ御道具御払いの儀に付き、唐蜜柑三百文  
分差し上げ申し、夜に入り帰宅仕り候、数の子一升、代八百  
文、一升目方二百匁 (完)

佐野とおる || 名の原文は貝偏に余。文字がなく「とおる」と  
した

一十二月九日、寒中御見舞いとして鶴舞表へ罷り越し佐野様へ  
差し上り、寒中御見舞い申し上げ、数の子目方百五十匁袋入  
りにて差し上げ申し候。その節、旦那様御在宅にて奥座敷へ  
罷り通り、旦那様より先般三坂様、宮本様より仰せ聞かされ  
候口々事ばかり仰せ聞かされ、なおまた、質物代金まったく  
御上様御手元金の趣、御伺い申し上げ候ところ、相違これな  
き段仰せ聞かされ候。それより三坂様、宮本様へ寒中御伺い  
数の子百五十匁ずつ差し上げ申し候、岩渕様、牧野様へも同  
断、数の子百匁ずつ差し上げ申し候、大木様へ同断、数の子  
百匁差し上げ申し候、吉村源次様へも同断、数の子百匁差し  
上げ申し、今村様へ御道具御払いの儀に付き、唐蜜柑三百文  
分差し上げ申し、夜に入り帰宅仕り候、数の子一升、代八百  
文、一升目方二百匁 (完)

一十二月九日、寒中御見舞いとして鶴舞表へ罷り越し佐野様へ  
差し上り、寒中御見舞い申し上げ、数の子目方百五十匁袋入  
りにて差し上げ申し候。その節、旦那様御在宅にて奥座敷へ  
罷り通り、旦那様より先般三坂様、宮本様より仰せ聞かされ  
候口々事ばかり仰せ聞かされ、なおまた、質物代金まったく  
御上様御手元金の趣、御伺い申し上げ候ところ、相違これな  
き段仰せ聞かされ候。それより三坂様、宮本様へ寒中御伺い  
数の子百五十匁ずつ差し上げ申し候、岩渕様、牧野様へも同  
断、数の子百匁ずつ差し上げ申し候、大木様へ同断、数の子  
百匁差し上げ申し候、吉村源次様へも同断、数の子百匁差し  
上げ申し、今村様へ御道具御払いの儀に付き、唐蜜柑三百文  
分差し上げ申し、夜に入り帰宅仕り候、数の子一升、代八百  
文、一升目方二百匁 (完)

一十二月九日、寒中御見舞いとして鶴舞表へ罷り越し佐野様へ  
差し上り、寒中御見舞い申し上げ、数の子目方百五十匁袋入  
りにて差し上げ申し候。その節、旦那様御在宅にて奥座敷へ  
罷り通り、旦那様より先般三坂様、宮本様より仰せ聞かされ  
候口々事ばかり仰せ聞かされ、なおまた、質物代金まったく  
御上様御手元金の趣、御伺い申し上げ候ところ、相違これな  
き段仰せ聞かされ候。それより三坂様、宮本様へ寒中御伺い  
数の子百五十匁ずつ差し上げ申し候、岩渕様、牧野様へも同  
断、数の子百匁ずつ差し上げ申し候、大木様へ同断、数の子  
百匁差し上げ申し候、吉村源次様へも同断、数の子百匁差し  
上げ申し、今村様へ御道具御払いの儀に付き、唐蜜柑三百文  
分差し上げ申し、夜に入り帰宅仕り候、数の子一升、代八百  
文、一升目方二百匁 (完)



井 上 正 誠 (子爵)

卷 247

鎌倉市山ノ内一三〇五一一  
○四六七一三三三四五四

半右衛門清秀四男筑後守政重七代  
正 紀 (マサノリ) 竹腰勝二男  
寛和七、生、七承  
文化三、一〇、一三沒

正 潤 (マサタキ) 築後守、如水  
文化三、一二、七承  
天保一二、一一、二十四  
文久一、正、二四沒

正 城 (マサムラ) 安房守、山城守  
天保一二、一一、二十四  
弘化三、九、一三沒

正 和 (マサカズ)

正瀧二男  
筑後守  
弘化三、一一、五承  
慶應三、三、二八隱  
明治四、一一、十四沒

正 順 (マサヨリ)

宮内少輔  
安政元、七、二八生  
慶應三、三、二八承  
明治三七、一、六沒

夫人於京 (井上正國) 女  
正紀先代長

夫人於米 大岡忠正女(離)

夫人直哉 水井(櫻羅)直壯養子  
竹腰正定四女

夫人愛子 (マサアイ)

徳川(水戸)齊昭二女  
安政元、一一、一六生  
大正三、八、一八沒

正 言 (マサコト)

明治九、五、三〇生  
明治三七、一、二三承  
大正一四、三、一〇沒

正 鑑 (マサズキ) 南部(八戸)利克二男  
信鑑 陸軍航空兵少尉  
明治三二、六、二七生

正 誠 (マサノイシ) 昭和四、四、三生

正 敏 (マサタケ)

千代田義英四女  
昭和一三、一〇、一生

恵

夫人敬子 (タカコト)

池田(若櫻)徳定長女  
明治二二、一〇、二七  
生

夫人綾子 (アヤコト) 昭和三二、六、二七生

夫人政子 (マサコト) 昭和四、四、三生

惠

昭和四〇、一、一七生

夫人方綾子 (アヤカト) 昭和三六、一、四生

夫人律子 (マサコト) 昭和六、四、一五生

夫人きみ (タカミ) 漢島某二女  
昭和五八、八、二二沒

政重は正就の弟で、大目付としてキリストン禁制に努力し、寛永十七年一万石を領有して大名に列し、同二十年三千石を加増された。

万治三年正清は分知して一万一千五百石を領有し、ついで延宝二年政蔽も分知して一万石となつて下総高岡を居所とし、維新に至つた。



井 上

(子爵)

(諸侯 常陸下妻 一万石)

主計頭正就係中務少輔正任三男遠江

守正長六代

正  
廣 ヒロ  
遠江守  
安永元、生  
寛政元、二、一四承  
寛政二、七、四沒

正  
建 マサ  
内膳正、左近將監  
安永五、生  
寛政二、二、一六  
文化一、九、一四隠  
文化二、八、三沒

正  
盧 マサ  
内膳正  
寛政四、生  
文化二、九、一四承  
文化三、一、一三承  
文政二、一、一九沒

正  
民 マサ  
遠江守  
松平(島原)忠馮、一男  
文化四、生  
文政三、二、一三承  
文政一、三、一四沒

正  
健 マサ  
大久保(小田原)忠眞  
弟忠隆長男  
遠江守  
文化一、四、生  
文政一、五、一六承  
弘化二、七、二九沒

正  
甫 マサ  
井上(浜松)正甫二男  
遠江守  
井上(浜松)正甫二男  
松平(島原)忠馮、一男  
遠江守  
文化四、生  
文政三、二、一三承  
文政一、三、一四沒

正  
墨 マサ  
井上(浜松)正英嗣  
正民義女  
井上(浜松)正甫八女

正  
義 マサ  
トキ 明治一、四、一、六生  
大正一、三、一〇承  
昭和一、九、五、一〇沒

正  
國 マサ  
トキ 明治一、四、一、六生  
大正一、三、一〇承  
昭和一、九、五、一〇沒

正  
季 マサ  
千枝子  
飯田勝順夫人  
明治二、〇、一二生

正  
賴 マサ  
艶子  
池田勝順夫人  
明治二、七、一一生

正  
季 マサ  
千枝子  
飯田延太郎夫人  
明治一、七、一一生

正  
季 マサ  
千枝子  
池田勝順夫人  
明治二、〇、一二生

正  
季 マサ  
千枝子  
横田姓  
明治二、五、三生

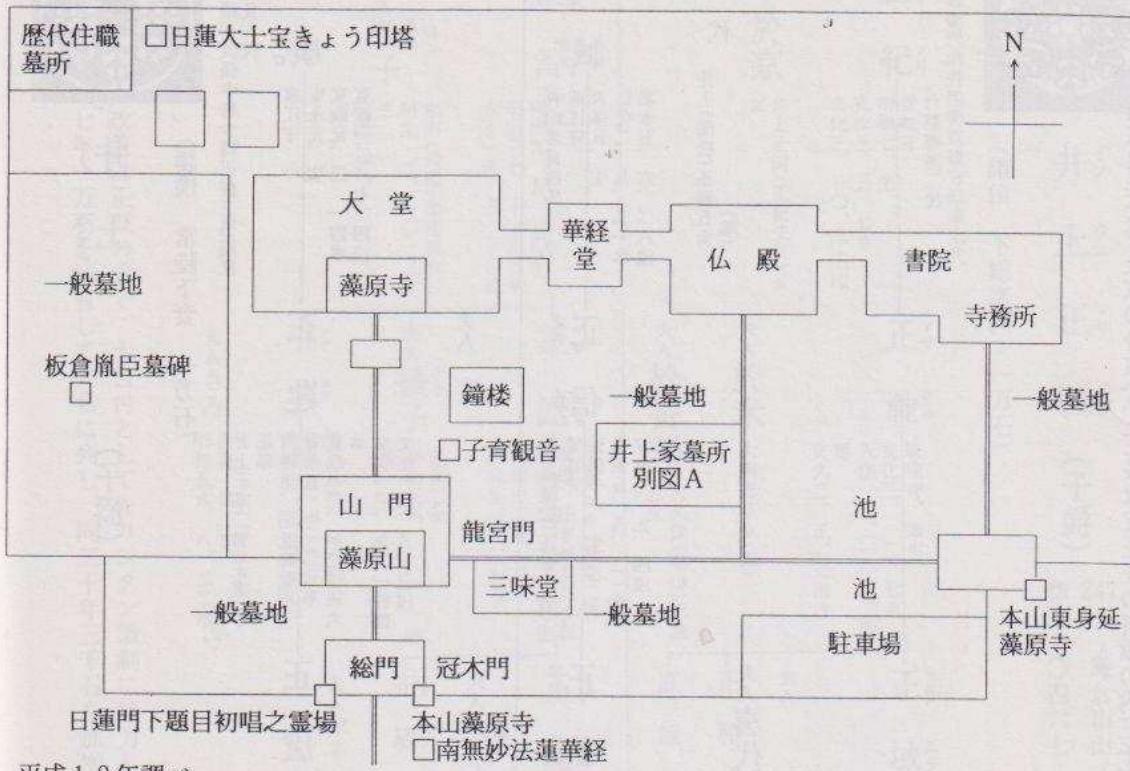
正  
季 マサ  
千枝子  
横田姓  
明治三、〇、七生

正  
季 マサ  
千枝子  
横田姓  
明治二、五、三生

正  
季 マサ  
千枝子  
横田姓  
明治三、〇、七生

正  
季 マサ  
千枝子  
横田姓  
明治二、五、三生

当家は浜松井上家の分家で、正長は父正任の所領の内三千石を分知され、のち甲府綱豊の家老となり、正徳二年将軍家宣の遺命によつて一万石に加増され常陸下妻を居所とし、以後維新に至つた。



平成12年調べ

別図A	井上輝雄	至操院大姉	孝元天(13正兼)	慈覚院
	井上源次郎墓	下妻井上家、分家		
	受法院(10童女)	鶴舞井上家		
	清香院(10童女)			

#### 主要墓碑

##### 鶴舞井上家

⑩正直娘浜姫=受法院殿妙幻日心大童女(角柱およそ1m=明治2年)

⑪正直娘昌姫=清香院殿妙花日栄大童女(“=明治4年)

##### 下妻井上家、分家

⑬正兼、同室ほか=孝元天皇(第8代)王児大彦命、井上伊予守正兼、下妻1万石、妻喜代、井上輝太郎源正徳、妻りう、長男輝雄、次男源次郎、3男井上齊(角柱およそ2m=昭和36年)

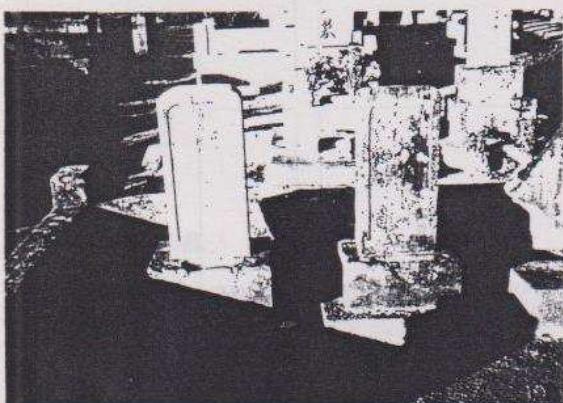
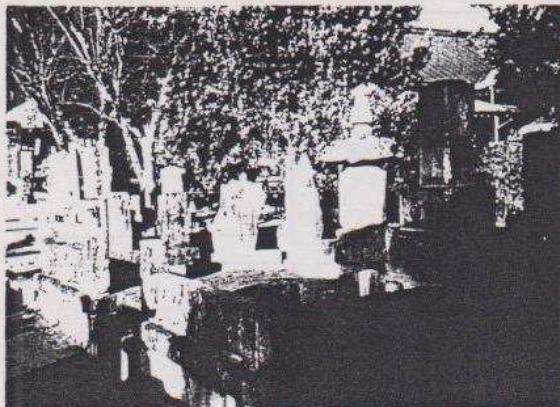
井上輝雄源正義墓(自然石およそ1.5m=明治6年)

井上源次郎之墓(“およそ1m)

至操院殿妙静日瑠大姉(宝塔およそ2m=明治18年)

慈覚院光明日正居士、光明(角柱およそ1.5m=昭和20年)

# 鶴舞井上藩ゆかりの藻原寺



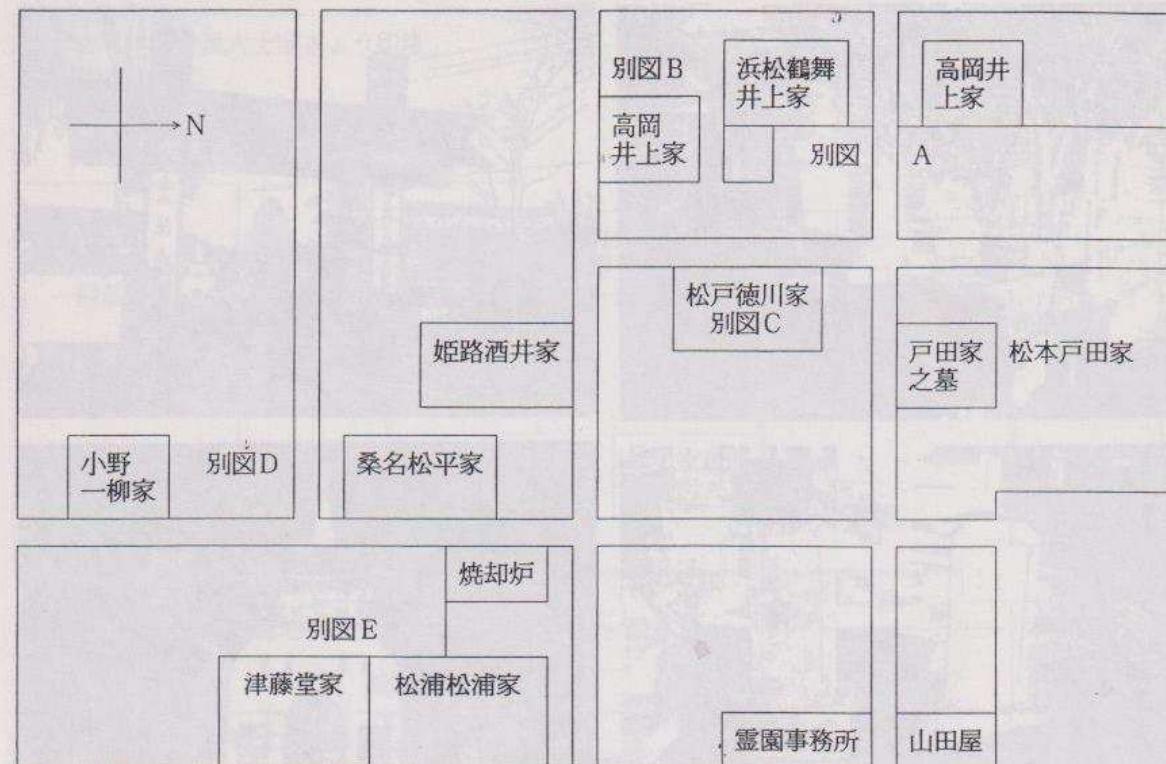
写真上から

- ①井上家墓所
- ②浜姫（右）と昌姫の墓

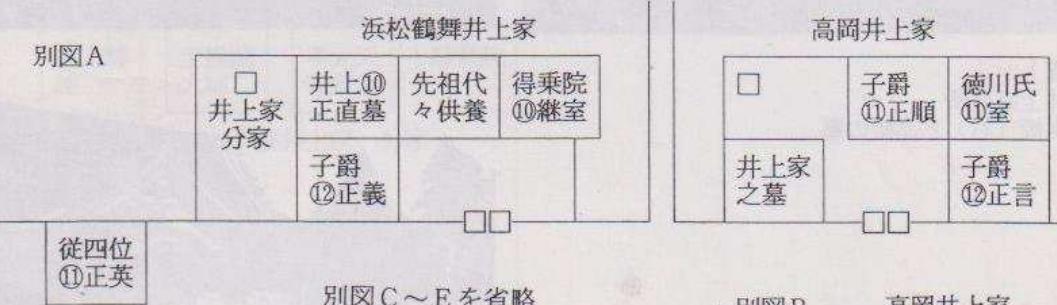


写真上から

- ①藻原寺山門
- ②" 総門
- ③" 大堂



平成12年、15-1調べ



別図B 高岡井上家

玄勇院⑪正和	井上家之墓
玄高院①政重	秋葉院③室

#### 主要墓碑

##### 浜松鶴舞井上家

⑪正直=正三位井上正直之墓（角石およそ2m=明治37年）

⑪“ 室行板倉勝殷娘=得乗院殿妙智日行大姉（変形宝塔およそ2m=明治29年）

⑪“ 8男直生=正四位井上正直朝 8男井上直生稚子郎子之墓（柱型およそ3m=明治21年）

⑪正英=從四位子爵井上正英之墓（角柱およそ2m=明治39年）

⑫正義=子爵井上正義、室井上孝子、長女井上綾子之墓、義妙院殿正義日見居士ほか（“ =昭和20年）

①正就、②正利、③正任ほか合祀=為先祖代々供養（変形五輪塔およそ2m）

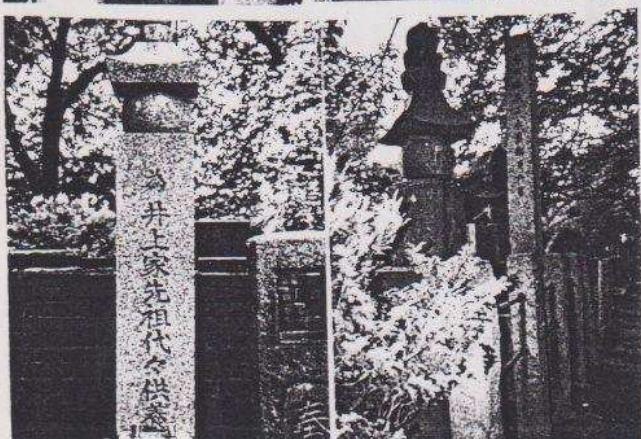
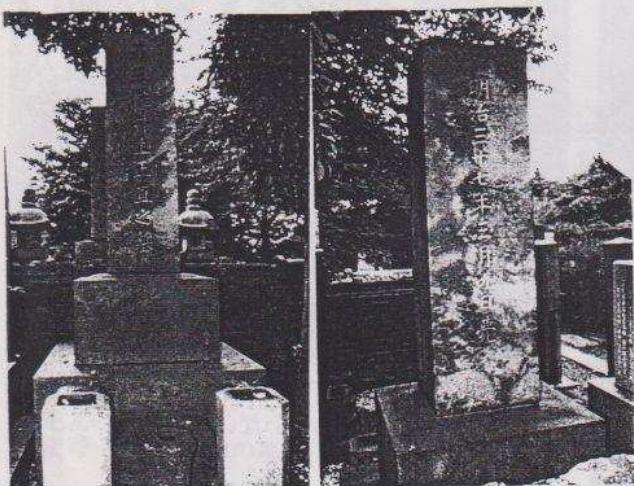
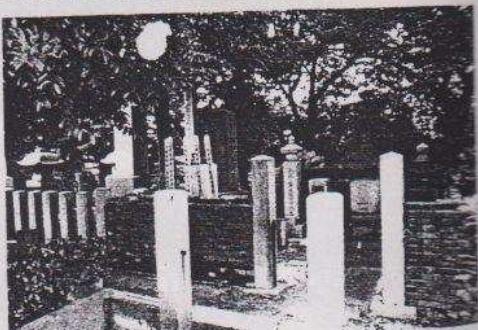
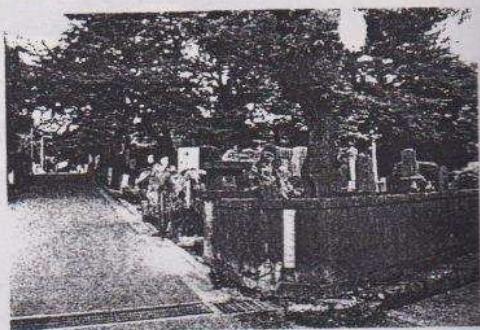
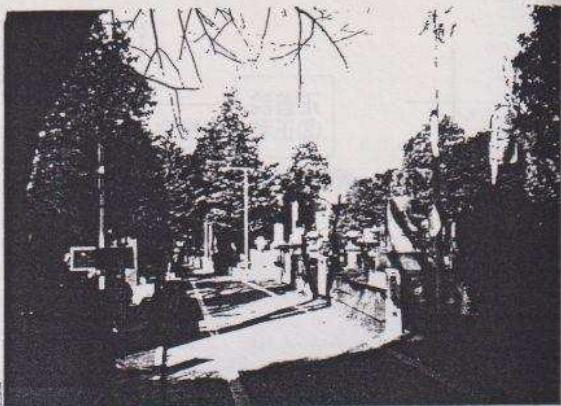
##### 高岡井上家

①政重=玄高院殿幽山日性大居士（宝きょうおよそ3m=万治4年）

③“ 室毛利就隆娘千代春子=秋葉院殿法順元正大姉（位牌型およそ2.5m=元禄12年）

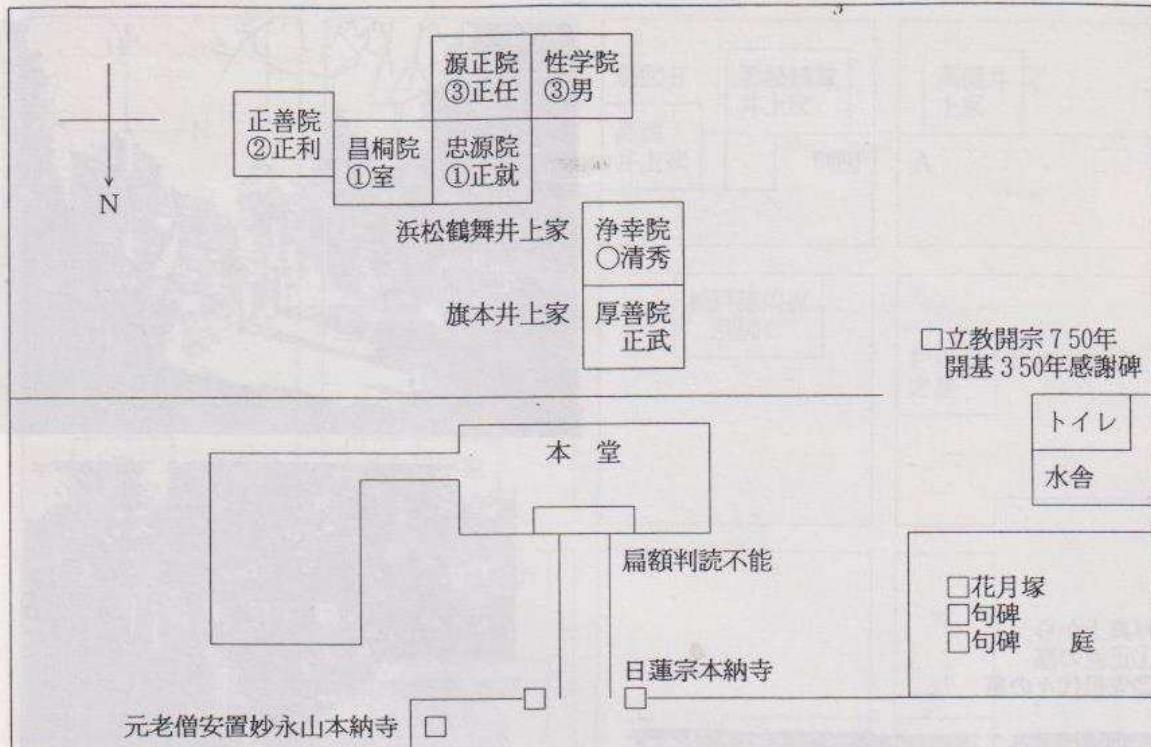
⑪正和（②政清、③正敏、④政鄰、⑤正森、⑥正国ほか合祀）=玄勇院殿前筑後守從五位下井上正和墓  
ほか（宝きょうおよそ2.5m=明治4年、改葬合祀）

# 鶴舞井上藩ゆかりの染井靈園



写真上から  
①正直の墓  
②先祖代々の墓

写真上から  
①染井靈園  
②"  
③井上家墓所



平成13年1月調べ

#### 浜松鶴舞井上家

○清秀（正就の父）=為淨幸院玉林善提□、井上半右衛門（宝きょうおよそ2m=慶長9年）

①正就=忠源院殿智源日利大居士、井上主計頭正就（宝きょう2.2m=寛永5年）

①”室市川氏=昌桐院真隆日□大姉、井上主計頭妻市川氏（”2.0m=正保5年）

②正利、同室鳥居成次娘=正善院殿智源日利大居士、井上主計頭正利、放光院殿日通大姉（”1.9m=延宝3年、正徳2年）

③正任、同室本多忠義娘=源正院殿了学日任大居士、井上中務少輔正任、春光院殿妙巖日真大姉（”2.2m=元禄13年、宝永元年）

③”男正森=性学院殿休山日栄大居士、井上出雲守正森岱雲墓（”2.1m=正徳4年）

#### 旗本井上家

正武=厚善院殿從五位下前志摩守源朝臣正武是春日晃大居士、井上志摩守正武ノ墓（”およそ2m=明治12年）

清秀の墓近くに、同室碑、下妻井上家角柱合祀碑があるとされるが確認できていない

## 鶴舞井上藩ゆかりの本納寺



写真上から  
①正就の墓  
②清秀（右）と分家の墓

写真上から  
①本納寺  
②井上家墓  
③”

" 14-8~弘化2-1 "	向柳原=台東区浅草橋1-4、5、12~15、23~26、35、36、J R 浅草橋駅西口側半分、遠藤ビル
弘化2-1~嘉永4-12 "	浅草新寺町=江東区元浅草1-1~3、6、7、9~13と4、6の 一部、都立白鷗高校の一部、銀線ビル、NTT台東北管理
嘉永4-12~文久2-10 "	浜町=中央区日本橋人形町2-17、18、33、34と20の一部、ホテル 吉兆、坂本、世界湯、丸友
文久2-10~元治元-9 "	大名小路=丸の内1(再=前出)
元治元-9~明治はじめ "	蠣殻町=中央区日本橋蠣殻町1-32~37と23、24の一部、京樽物品 センター、浜屋商事、ライオンズマンション日本橋2
慶応2-2~慶応3-10 役屋敷	常磐橋御門内=千代田区大手町2-1、2、5、6、アーバンネット 大手町ビル
正徳6-1~" 3-10 中屋敷	本所六間堀=江東区常磐1-1~5、常磐湯、常磐マンション、柿 沼商店、高瀬紙工
慶応3-10~明治維新 "	半蔵御門外=千代田区隼町4、国立劇場
寛文ころ ~"はじめ 下屋敷	青山隠田=渋谷区神宮前3-9~12、16、17と5~7、14~16の一 部、原宿中学校の一部、原宿ハイツ、エーテル青山、東京新聞寮

⑤旧藩邸の明治維新以降の推移 / ①明治2年図、②4年図、③8年図

蠣殻町上屋敷 ①井上河内守 ②井上河内守 ③井上河内守

本所六間堀中屋敷 ①細川 ②高瀬県細川 ③高瀬県細川

半蔵御門外中屋敷 ①元火消屋敷 ②黒塗 ③黒塗

青山隠田下屋敷 ①井上河内守 ②元井上河内守 ③元井上河内守

菩提寺 / ①寛政重修諸家譜、復元情報地図ほか、②文献、③塚原氏調べ、④現状

①丸山浄心寺(代々) 20D-03=法華宗、大覚山、法恩寺末。文京区白山1-36

本納寺(代々移葬) 7F-02=法華宗、妙永山、法妙寺末。豊島区雑司が谷3-19、南池袋3-18

池上本門寺(正就) 日蓮宗、大田区池上1-1

染井靈園(明治以降) 都営、豊島区駒込5-5

茂原藻原寺(鎌舞菩提寺) 日蓮宗、茂原市茂原1201

②江戸大名墓總覧1260(本納寺) 大乗寺墓地の石段下のすぐ左側の一帯が本納寺の別墓地である。現在空地となり分譲されている全域に浜松藩井上家の墓所が建造されていたが、平成3年7月に無縁墓として改葬廃棄されている。改葬前には初代正就以降、9代正春までの江戸期の9藩主ほか婦女子全16基の石塔が建造されていた。改葬前=初代正就夫妻、2代正利夫妻、3代正任夫妻、4代正岑夫妻、5代正之夫妻、6代正経夫妻、7代正定夫妻継室、8代正甫夫妻継室、9代正春夫妻、ほか。現在=初代正就夫妻、2代正利夫妻、3代正任夫妻、正任男正森。

本納寺々報61号(本納寺) 同家(浜松井上家)の歴代藩主の葬地を見ると初代正就は領地の本源寺でありますかが2代正利以降、江戸期に死去した9代正春までの8藩主墓はすべて江戸丸山の浄心寺であります。(中略)浄心寺に建造された井上家の墓所でありますかが、明治42年に本納寺の離れ墓地に改葬され平成8年夏にさらに本納寺本堂裏に再改葬されています。本納寺の御住職もなぜ井上家の墓所が同所に改葬されたのかは不明であるといいます。(中略)明治以降に死去した10代正直、11代正英はともに改宗し神式で祭紀が行なわれています。(中略)向丘浩妙寺には得乗院殿(10代正直室)と真月院殿の2靈の墓所が建造されていましたが翌年の明治43年7月に改葬されています。

江戸大名旗本の墓116(法明寺東墓地) 豊島区南池袋3。法明寺支院5寺ほか4寺合同墓地。中段本納寺墓地は浜松井上家墓域。荒涼索莫の一言に尽きる。もうこれ以上荒れることはないだろう。初代正就、2代正利、3代正任以下歴代藩主と室、子女たちの墓がある。江戸時代の菩提寺は浄心寺となっているがどのような経緯があってここに葬られたかわからない。なお、平成2~3年ころ本納寺墓地井上家の墓碑は改葬整地された。すでに無縁となっていたのであろうか。

江戸大名墓總覧937(本門寺) 浜松井上家。忠源院殿隆昌日操大居士=初代正就。同所は戦後、周辺に散在していた墓所を改葬し石塔を集石したもので、同墓が当初、どこに建造されていたのかは不明である。徳川将軍家大名の墓76、江戸大名旗本の墓57(本門寺) 建中年間建立、日蓮が命名。戦災で大伽藍の大半を焼失したが再建。経堂と五重塔往時の古色残す。井上正就、碑面は鮮明だが廃墓のようである。紀伊、水戸、加藤熊本、前田金沢、細川熊本など菩提寺、お万の墓

徳川将軍家大名の墓172、江戸大名旗本の墓119(染井靈園) 井上家などは明治以降の墓。井上浜松、井上高岡、黒田久留里ほか菩提寺

③浄心寺。白山1-36マンション107号室。堂宇、墓地なし。寺院の形態をなしていない

④本納寺、本門寺、染井靈園、藻原寺の井上家関係墓碑 別紙調査マップ図参照

⑨遺跡所有者。佐瀬鶴岡家=長屋門（伝御学問所門）。池和田渡辺家=杉戸4枚（伝鶴舞城）。馬立安藤家=手縫い畳（表、縁取替。伝鶴舞城）――

⑩明治6-8-15。千葉県第5大区4小区、上総国市原郡鶴舞村子来、旧藩主井上正直邸をもって第1大区22番中学区、138番～141番連区第38番小学区と定め校費1ヶ月金69円50銭を備え8月15日開業式を行なえり。明治43-11-23。新校舎落成式、経費7,400円を要する

⑪往時懐想（真島さち）。旧校舎それは井上河内守の御殿の跡の一部でした。部屋部屋の畳をはずし、荒けずりの床板で教室の小窓の腰板には襖紙が張ってあり、室々の区切りは厚い板戸のはめ込み、教室は北から数えて南へ6室ほど南の端に教師の宿直室あり、その北隣が校僕の部屋、その縁側はひどく床が高かった。（中略）南の裏通用口近くにはねつるべの井戸があった。それは昔使った大井戸で深く怖かった。（中略）

東の正面から入った校舎、朱塗りの色褪せた門を入れると広い土だけの庭、雨の時は水たまりがどろんこになる。庭中に椎の大木がポツンと一本残ってあった。北に梅と桜の古木とツゲの木が広がっていた。

（中略）正面から入って運動場を真っ直ぐに行った所に大玄関がある。玄関前に石畳がありケヤキの一枚板を並べた豪勢な大名玄関、両隣のはめ板は玉モク、釘止めに金の丸いおわんのようなギボシが打ってあった。分厚い一枚板の一端を上がったところに重い大戸が4枚あって子供には動かない。玄関の板の間は女の子の鞠つきやお手玉遊びに適したよい遊び場であった。大戸から中は10畳ほどの広間、その一角に大きな昔のやぐら太鼓がしっかりと取付けてあった。

⑫鶴舞城 別紙「城を歩く会」案内資料ほか参照

明治期の城下人口変遷／①市原市史、②迅速測図

①明治3-3民部省提出統計。華族4（知事一家男1、女3）、士族1,200、卒族1,900、平民59,000、僧350、神官206ほか（全領）

〃 4年廢藩置県直後統計。士族2,200（卒族上位を編入）、卒族1,000、平民54,000、人口59,000

〃 7年。戸数627、人口3,126。千葉県第8位（鶴舞のみ）

〃 13年。戸数368、人口1,572。千葉県第21位

〃 19年。戸数271、人口1,275。千葉県第39位

②明治15年測量図。旧武家地およそ50戸、旧町人住宅地およそ100戸。城地30%、武家地50%が桑畠

①士族だった家も今では大方離散して鶴舞近辺に残っているのは約30戸にすぎない。明治4年7月14日鶴舞藩は廃されて知事井上正直は本官を免ぜられ、8月13日東京へ移住のため小雨の中を正五つ時（午前8時）発駕し、2年10か月の藩政に終止符がうたれてからまだ百数年しか経ていない。時世の移変わりの激しさに驚くばかりである。

以降の変遷／①新修華族家系大成、②別冊歴史読本全華族一覧、③日本の名家

①井上正徳（子爵）世田谷区下馬6-33、都立日本橋高校。諸侯、浜松のち鶴舞60,000石

正直（河内守、侍従。天保8-10生、弘化4-4承、明治17-3隠、37-3没）――正英（英之。明治9-3生、17-3承、39-2没）――正義（井上正巳2男。明治16-4生、39-3承、昭和18-6隠、20-3没）――正徳（明治41-10生、昭和18-8承）――正世（昭和23-3生）

②明治17-7子爵。正英――正義――正徳――正世

③井上正徳=東大文。妻暎子=東京女子大英文。長男正世=東大工、住友重機。妻真澄=津田塾大。正世長女□賀

江戸屋敷／①東京市史稿、②諸向地面取調書、③復元情報地図、④変遷図、⑤変遷

①43-126嘉永4-12=正直 浅草新寺町差上げ、浜町内藤紀伊守屋敷拝領

46-848文久2-10=“ 屋敷差上げ、大名小路水野出羽守屋敷拝領

47-417元治元-9=“ 大名小路差上げ、浜町蠣殻町酒井下野守、本多肥前守、奥山采女屋敷4,620坪拝領

48-10慶応2-2=“ 常磐橋御門内松前伊豆守屋敷役中拝領

48-446“ 3-10=板倉勝静 常磐橋御門内井上河内守屋敷拝領

48-446“ 3-10=正直 深川六間堀中屋敷差上げ、半蔵御門外元火消屋敷拝領

②上屋敷=浜町3,816坪。拝領中屋敷=深川六間堀4,932坪、拝領下屋敷=青山原宿16,676坪

③上屋敷=26H-10。井上河内守正直、浜松60,000石。3,816坪=日本橋人形町2（後出）

中屋敷=31E-10。“ “ 4,932坪、池泉=常磐1（後出）

下屋敷=9D-05。“ “ 16,676坪=神宮前3（後出）

④2-(3)西の丸下より馬場先御門、西の丸大手腰掛うしろ。（元禄8年大久保加賀守）享保2年井上河内守（17年松平左近将監、寛延3年堀田相模守）宝暦12年井上河内守（文化5年土井大炊頭）一千代田区皇居外苑1、皇居前広場二重橋前交差点（正徳4-9～享保8-4、宝暦12-1～明和元-5）

5-(4)虎御門内。（正徳元年松平周防守）寛政4年、文化5年、天保9年井上河内守（文久元年松平伯耆守）霞が関3（後出）

6-(8)浜町入堀南側。（天保11年永井肥前守の一部）4年、文久元年井上河内守=日本橋人形町（後出）

17-(4)下谷、浅草のうち。（享保年中織田近江守）当時（年記載なし）井上河内守=元浅草1（後出）

⑤明和9-3～天保11-11 上屋敷 虎御門内=千代田区霞が関3-1、大蔵省の一部

天保11-11～“ 12-4 “ 大名小路=千代田区丸の内1-7、9、10、JR東京駅の一部

“ 12-4～“ 14-8 “ 西の丸下=千代田区皇居外苑2、皇居前広場内堀通り中央

山崎村	66石	菅野村	100石	折津村	149石
日竹村	158石	月崎村	348石	根向村	36石
大久保村	264石	国本村	213石	芋原村	65石
石塚村	104石	柳川村	134石	○地	227石?

- ④湿津村（閏井戸村）=明治元-7芝山典。同-110井上河内守  
 " (喜多、犬成、大作、葉木村) =明治はじめ井上河内守  
 " (滝口村) =王政後水野忠敬、ついで井上河内守  
 市西村（相川村）=明治元-7芝山典。同年井上河内守（市西村の他村は水野出羽守）  
 養老村（山田区、磯ヶ谷区）=明治元-7芝山典。同-11井上河内守  
 " (松崎区) =明治元-4保科彈正忠預かり、同-7芝山典、同-9滝脇丹後守、同-11井上河内守  
 明治村（皆吉、金沢、大蔵、藪、岩村）=明治元-7芝山典。同-9水野出羽守。同-11井上河内守  
 内田村（江子田、石川、安久谷、米沢、真ヶ谷、原田、宿、堀越、島田、市場、奥野、水沢村）=明治元年芝山典。同年井上河内守  
 鶴舞村（田尾、山小川、池和田、矢田、下矢田村）=明治元年水野出羽守。同-7芝山典。同-12井上河内守  
 高滝村（宮原、加茂村）=明治元-7芝山典。同-10井上河内守  
 養老村=明治元年芝山典。同年井上河内守  
 久保村=明治元年芝山典。2-3井上河内守  
 大和田村=明治元-9井上河内守  
 駒込村、山口村=明治元-7芝山典。同-9水野出羽守。同-11井上河内守  
 本郷村=明治元年芝山典。同-12井上河内守  
 外部田、不入村村など=駒込、本郷に同じ  
 宮山村（吉沢、新井、小谷田、古、藪村）=明治元-10芝山典。2-1井上河内守  
 平三村（平蔵、小草畠村）=明治元年井上河内守  
 " (米原村) =明治維新後水野出羽守、ついで井上河内守  
 里見村（徳氏、田淵、飯給、柿木台、月出、万田野、大戸、平野村）=明治維新芝山典。2-1井上河内守  
 白鳥村（折津、大久保、国本、月崎、柳川、菅野、石崎村）=明治元年黒田豊前守継続。2-1井上河内守  
 " (朝生原、戸面、石神村) =太田丹後守継続。2年芝山典  
 ⑤明治初期の古文書などによれば池和田村は菊間藩の所領となる（山小川、田尾、矢田、下矢田なども）。御園生家文書。水野出羽守殿御奉行御代官御巡見入用帳=明治2年巳正月（この時点で池和田村などは菊間藩領であったといえる）  
 鶴舞城、鶴舞藩庁／①市原郡誌、②埋蔵物文化財分布地図、③鶴舞城の沿革、④ふるさと池和田の歴史、⑤千葉県史料、⑥市原市史、⑦維新後大年表、⑧幕末維新史事典、⑨塚原氏調べ、⑩鶴舞小百年の歩み、⑪山岸資料ほか  
 ①鶴舞町鶴舞字北子来にあり、井上正直子の居城たり所なり。明治2年正直浜松より移封され、地をここに相し仮に藩邸を設けてここにいる。未だ築城の工を創むるに至らずして廢藩置県の改革あり、ゆえに今に存する所のものは暫壌堤塁の一部にしていまの鶴舞尋常小学校校舎のある所すなわちこれなり。  
 ②12-94。鶴舞城跡。鶴舞字鶴舞、黒石。城跡。近世。空堀、外側土塁、通用門跡。台地上、畠地、宅地。県台帳452  
 ③鶴舞城址の略図（注意=各種資料や現況と照合して信憑性がない）  
 鶴舞村町人住宅居住図（明治3-4、鶴舞鶴岡家蔵）（正確に当時の城下を記している）  
 ④江戸時代の池和田村絵図。地形、とくに堰を濠として利用したことなどがわかる。  
 ⑤上総国市原郡石川村のうちほとんど無税に属する一小高原あり字桐木野と称す。明治2年3月伺済のうえこれを開墾し公庁および知事、藩士邸宅数百戸建築に着手す。同3年の歳晚その工ほぼ竣るを告ぐ。依って藩庁をこの地に開く鶴舞これなり。その費用は朝廷よりこれを給せられる。なおこれを補うに歳入をもってす。郭内広小路分ちて一番小路、二番小路、南北三番小路、南北四番小路、南北五番小路、馬場先、蔵前、黒石、表谷中、裏谷中、丑小路、池崎、常住と字す。（中略）以上広口大約35万坪余、すなわち藩士卒の宅地に割与す。しっかり士卒の私費をもって開墾せしめたり。しこうして官金をもってその居宅を建てしむ。  
 ⑥明治2年10月～3年9月までの1カ年間の歳出は（中略）鶴舞営繕費は米3石1斗余、金は51,000両、永で122貫、翌年度は米はなく金で34,000余両、永で75貫文余となっている。これは鶴舞本営普請の費用である。（中略）なお田渕村田村家日誌によると鶴舞陣屋工事の人夫役に一日一人につき玄米5合を弁当として与えるため穀類を積立てておいたという。当時村内は飢餓であつて村役人は貧民のことを心配したためという。  
 ⑦明治6-1-14。全国城郭、陣屋などの存廃を定めその廃物を大蔵省に移す。（大蔵省ではただちに全国の廃城を競売払下げ、取壊しを行なった）  
 ⑧廃城一覧。鶴舞城=本格的な築城工事に着手しないうちに廃藩となり、建物は払下げ取壊し。城跡は鶴舞小学校となり、土塁、濠の一部が現存。（千葉県では佐倉城以外すべて廃城）

所領／①市原市史、②旧高旧領取調帳、③鶴舞藩の沿革、④市原郡誌、⑤ふるさと池和田の歴史  
 ①鶴舞藩の石高は上総国4郡（市原、埴生、長柄、山辺）のうち62,200余石、播磨国2郡（美作、加東）のうちで6,800余石、合わせて69,000余石であった。上総国の知行村数は市原郡108村、埴生郡48村、長柄郡42村、山辺郡2村で合計206村戸数13,400戸、人口63,900人であった。  
 ②滝の口村の一部（代官支配所）古敷谷村（酒井、吉川、小宮山、坂部、松平、鶴牧藩、代官）小谷田村（坂部、吉川、鶴牧藩、代官、妙典寺）佐瀬村（小田切、稻富、岡部、永井、太田、佐貫藩、請西藩）山小川村（高岡藩、代官、与力）葉地村（加藤、高岡藩）大作村、大成村、喜多村（高岡藩）奈良村（春日、高岡藩）風戸村（高岡藩、日光寺領）板倉村（春日）麻生原村（岩槻藩、宝林寺）黒川村、石神村、戸面村、月出村（高岡藩）藤井村、門前村、西の谷村（井上）二日市場村（酒井=菊間藩経由）川在村（小栗、酒井）奉免村（酒井、夏目、満蔵寺）山口村（酒井、高林、塚原）大作村（河野）本郷村（近藤、酒井）岩崎村（酒井=菊間藩経由）引田村（同心=菊間藩経由）中村の一部（曾根、寛）矢田村（水野）下矢田村（小倉、豊島、寛、代官）岩村（寛）白塚村（寛、揖斐、上田、曾根、三島、請西藩）柏原村（寛、山下、揖斐、上田、請西藩）大戸（酒井）新井（酒井、観音堂=菊間藩経由）松崎村、古部村（請西藩）永吉村（近藤、杉浦、松平、戸田、請西藩）京角村（富永）高倉村（戸田、大河原、永見）平野村（近藤）宮原村（近藤、西大平藩、高滝神社、日精神社ほか）加茂村（水野、高滝神社）北崎村（近藤、石丸）小佐貫村（石丸、石丸、小倉）不入村（近藤、小倉、請西藩、訶具都智神社）中高根村（鈴木、太田、近藤、佐貫藩、常住寺）神崎村、小草刈村（鈴木伊兵衛）樋狭村（鈴木、永井、三島）相川村（三島）国吉村（森、高田）磯谷村（仙石、浅井、榎原、佐貫藩、八幡神社）不入斗村の一部（小笠原、代官）草苅村（鶴牧藩）馬立村の一部（請西藩）三好（菊間藩経由）国吉村（三好=西国吉）皆吉村の一部（水野）山田久保村（水野）金沢村、大蔵村、菅橋村（三好）寺谷村（白須）上高根村（坂部、石野、川口、馬場、松平、伊丹、窪田、佐藤、石原、称礼寺）内田宿村、島田村、堀越村、市場村、奥野村、水沢村、江子田村、安久谷村、大西村、腰巻村、真福寺村、真ヶ谷村、原田村、土宇村（伊丹）下野村（筒井）高田村（本郷、中山）駒込村（天野=菊間藩経由）荒巻村（水野）金剛地村（安藤、石谷、内藤）吉沢村（市岡、小倉=菊間藩経由）大桶村（市岡、山下）豊成村（鶴牧藩）田尾村（水野、水野、林祥寺=菊間藩経由）牛久村、上原村（水野）平蔵村（館山藩）今富村（鶴牧藩）久保村、藪村（山本）山田橋村（金田）菅野村（久留里藩、山神社）石塚村、根向村、芋原村、折津村、大久保村（久留里藩）柳川村（久留里藩、山神社）国本村、田淵村、川崎村、月崎村、日竹村、徳氏村、柿木台村（久留里藩）飯給村（久留里藩、石丸、真高寺）池和田村（田辺、鈴木、代官、光明寺）大和田村（布施、水野、光嚴寺、面足神社、浅間神社ほか）閔井戸村（森、佐貫藩）山田村（高井、建部、富永=菊間藩経由）外部田村（建部）米原村（岩手、御手洗、大通寺）姉ヶ崎村（鶴牧藩、柳ヶ崎神社、妙経寺）天羽新田村（鶴牧藩）椎津村（鶴牧藩、八坂神社）万田野村（代官）（石高など省略）

③鶴舞預域（村名、石高）（時期未詳。並順変更）

加茂村	228石	金剛地村	324石	藪村	342石	小佐貫村	344石
"	18石	板倉村	192石	岩村	109石	北崎村	135石
引田村	173石	永吉村	268石	石川村	268石	本郷村	540石
相川村	138石	"	44石	真福寺村	92石	大和田村	129石
松崎村	277石	宗角村	151石	腰巻村	157石	"	88石
磯谷村	767石	高田村	213石	大西村	75石	久保村	470石
山田村	369石	高倉村	151石	真谷村	157石	外部田村	128石
土宇村	558石	奈良村	88石	悪谷村	122石	駒込村	206石
二日市場村	296石	"	24石	原田村	226石	山口村	288石
樋狭村	108石	古都辺村	173石	江子田村	137石	大作村	154石
大桶村	403石	馬立村	475石	奥野村	317石	不入村	181石
川在村	195石	"	77石	堀越村	128石	"	73石
"	114石	上原村	108石	宿村	281石	"	35石
新巻村	230石	上高根村	997石	島田村	126石	古敷谷村	235石
犬成村	242石	中高根村	681石	市場村	225石	"	203石
大作村	67石	菅橋村	310石	水沢村	97石	"	21石
喜多村	176石	岩崎村	308石	田尾村	629石	小谷田村	131石
滝の口村	163石	寺谷村	280石	池和田村	252石	小谷村	62石小谷田村？
"	1石	牛久村	188石	"	297石	吉沢村	228石
神崎村	122石	奉免村	300石	矢田村	55石	新井村	134石
閔井戸村	482石	妙香村	363石	下矢田村	351石	"	134石ダブリ？
下野村	134石	中村	122石	"	36石	飯給村	209石
瀬又村	325石	佐瀬村	226石	山小河村	14石	"	100石
番場村	294石	"	525石	"	1石	徳氏村	312石
"	12石	"	11石	平蔵村	805石	平野村	198石
押沼村	227石	皆吉村	950石	米原村	250石	大戸村	167石
"	3石	山田久保村	94石	小草畑村	107石	万田野村	171石
中野村	105石	金沢村	115石	宮原村	100石	柿木台村	277石
国吉村	858石	大蔵村	59石	"	77石	田淵村	449石

内守は鶴舞表検分、石川村七郎兵衛宅へ泊まっている。17日には家族も到着している。3月12日には石川村地内桐木原へ仮に陣屋を作つて家来と共に住居したい旨の伺書を弁事局へ提出し許可されたのであった。かくて桐木原開拓陣屋作りは始められ約1か年をへて3年4月に落成をみたわけである。(中略)さて陣屋が完成するまでの藩士およびその家族の生活は長南宿ならびに近隣の村々に分宿していた。700人余の家臣の家族を含めると3,000人を超す人口増を収容することは容易なことではなかったことがわかる。1家族12人という藩士もあったという。それゆえに陣屋の1日も早い完成と移転とが望まれていたのであった。

市原郡内田郷石川村の内の桐木原は高原状の台地でほとんど無税に近い原野であり家は7軒あったと伝えられている。河内守は長南仮本営へ着任した翌々日に陣屋の適地として石川村周辺の検分を行なつてるのであって既に藩士に命じて下見させておいたとも考えられる。(中略)翌3年4月には藩庁、知事邸宅、藩士の家屋が落成した。約1カ年かかったのであった。4月17日には知事殿が鶴舞へ引移ることを各村々に通知している。同18日には鶴舞の町名が正式に決定された。(中略)市街地の面積は4万坪であった。藩士の居住地は35万坪、開拓は藩士の私費で行ない、家屋は官金で建てたという。21日に移転が完全に終わつたわけではなく、その数日後までかかっているらしい。移転にあたつては大量の人足と馬が各村々に割当られている。

②鶴舞の殿様になった井上河内守正直は、明治元年12月16日兵隊組隊長吉野三右衛門らを先発隊として長南宿淨徳寺の安房上総知事柴山文平と支配地の引継ぎをさせ、殿様の正直は翌明治2年2月1日に入国し長南古沢の今関勘四郎家を仮住まいとしました。正直は長南に藩庁を建設しようとして調査しましたが700人以上の家臣の家屋まで建設する場所が見当たらず、結局台地である市原郡石川村桐木原を選んで工事にかかりました。工事完成までの藩士およびその家族は長南宿や近隣の村々の寺院、民家に分宿していました。「御領主井上様御家中仮住居控」によれば12人という大家族の藩士もあり、棚毛村だけでも30世帯が分宿仮住まいしたとありますので他の村々も同じ状態であったと思われます。領分は埴生郡全村48か村、長柄郡のうち42か村、市原郡内108か村、山辺郡のうち8か村の計206か村で石高は62,141石で(他に播州の2郡で6,810石)総戸数13,400戸、人員63,900人でした。(中略)藩庁ははじめは三途台長福寿寺に置きましたが、間もなく知県事役所のあった淨徳寺に移しました。同2年6月には版籍奉還が行なわれ、藩主はそのまま知藩事に任命されました。したがつて明治4年7月の廃藩置県までの行政組織は藩の支配地と新政府の任命した権知事が支配する2系統となっていました。桐木原に建設中であった藩庁ならびに藩士の家が完成したので、明治3年4月、村々へ人馬を割当てて移転を手伝わせました。これを機に桐木原を鶴舞と改めました。状況を今関家の日記に「4月21日巳中刻、大手天朝門へ御入着遊ばされた」とあります。(中略)

明治4年7月、廃藩置県が行なわれ鶴舞藩は鶴舞県となりました。この時の布告は次のようにでした。「明治4年7月、鶴舞県、藩を廃し県を置かれ候事。太政官」。廃藩置県の結果、安房、上総地方はこれまでの宮谷県の1県と藩から県になった15県のあわせて16県が成立しました。各藩の知藩事は東京に集められ、大名の支配はまったく終りました。

③井上河内守正直。浜松60,000石。譜代、城(浜松市元城町)。家紋=黒餅に八鷹羽。伺候席=雁間、從五位下。参暇=参6月子、暇6月丑。所領=遠江、上野、播磨、下総国。菩提寺=丸山淨心寺。実高=69,625石。土卒戸数人口=土219戸、卒557戸、全人口63,858人(土卒含む)。同族の大名=下妻、高岡の2家。時献上=正月3日益台松竹梅、2月枝柿、暑中くず粉、11月白輪柑子

④浜松藩。浜松城。堀尾家、松平桜井家、水野家、高力家、松平大給家、太田家、青山家、松平本庄家、松平大河内家、松平本庄家、井上家、水野家、井上家。井上家=宝暦8~12~文化14~9、弘化2~11~明治元~9、譜代。正経(摂津ほかから)、正定、正甫(棚倉へ)、正春(館林から)、正直(鶴舞へ)。浜松藩は江戸時代に遠江国敷知郡浜松地方を領有した譜代の中藩である。(中略)宝永8年新たに井上正経は京都所司代より60,000石で入封、(中略)3代60年間を城し定着した。文化14年井上正甫は陸奥国棚倉へ転封した。(中略)(弘化2年水野家に)代わつて井上河内守正春が上野国館林から入封、井上家は再封となつた。(中略)明治元年9月藩主正直は旧沼津、田中、小島、相良、横須賀、掛川、浜松の7藩をあわせた府中藩の成立にともない上総国鶴舞に移封、浜松藩は府中藩をへて静岡県に編入された。

⑤鶴舞藩。鶴舞陣屋(市原市鶴舞)。井上家=明治元~9~4~7、譜代。正直(浜松から、廃藩置県)鶴舞藩は慶応4年9月徳川家達の駿府移封にともなう府中藩の成立により浜松60,000石井上正直の領地のうち3か国分が上地となり、替わりに上総国市原郡、埴生郡、長柄郡、山辺郡が与えられ、旧領播磨国2郡とあわせて69,000石余を領有し成立する。また、この転封にともない新政府は明治元年12月、新領地に居城がないことにともなう失費を理由に現米1,200石と金18,000両を3年間支給することを決める。正直は明治2年1月浜松城を出発し2月に新領地の埴生郡矢貫村に着き、同村内淨徳寺を仮藩邸と定め、同年3月(中略)藩庁建設に着手する。翌3年4月、藩庁、藩校、知事邸、藩士の住宅などの新築がなり移住がはじまる。また自然の地形をもとにこの地を鶴舞と名付けて元町、南本町、北本町、緑町などの町割りも行なわれる。

⑥明治元年(慶応4年)。井上河内守正直。本国三河、溜間詰、從四位侍従。御内室板倉主計頭勝股娘。吉祥院、端龍院。60,000石、居城浜松  
万世武鑑明治2年。井上河内守、源姓、安倍、本国三河、譜代、從四位侍従。子寅辰午申戌6月参府、献上太刀、金馬代、巻物5、拝領チリメン5巻。上屋敷浜町、中屋敷六間堀、下屋敷青山おんでん。御嫡——。62,000石余、総州■■、江戸より——

# 井 上

清秀	1正就	2正利	3正任	(中略)	9正春	10正直
	52,000石	50,000石			60,000石	
政重				高岡10,000石		

大名井上河内守家（寛政譜4-286、三百藩主事典2-262、197）  
 明治元-9～明治4-7 ⑩井上正直 鶴舞60,000石。井上正春長男。従五位下、従四位下、侍従、英之助、河内守。奏者番、寺社奉行、老中2、外国御用取扱、藩知事、華族。明治37-3、68才

井上河内守家所領（市原郡）  
 明治元-9～明治4-7 石川村（南総地区）など市原郡108か村28,184石（途中移動あり。村名後出）

清和源氏。明治維新の戦いさ中の明治元年9月、徳川家達の静岡府中70万石移封にともない、浜松藩井上正直が玉突きで市原の鶴舞60,000石に転封となった。井上家は宗家正就の直系で、歴代当主が横須賀、笠間、郡上、亀山、下館、笠間、常磐平、浜松、そして館林、浜松と国替えを繰返して12か所目の鶴舞が最後の封地となった。譜代大名で代々幕閣の要職をつとめた家柄。正直も幕末混乱期に老中を2度、板倉勝静首席時代は次席老中にすんで国政の中枢に位置した。明治維新の戦いがはじまると天皇に恭順、新政府軍を支援したことなきをえた。

新政府から市原転封を命じられた正直は、翌2年1月駿河を出発、途中東京に立寄って天皇に拝謁、國入りは2月になった。新領地は旧旗本領の集まりで60,000石城主に相応しい城地はない。長南今関家を仮庁舎として石川村桐木原の原野を開いて陣屋建築をはじめた。しかし工事期間中の明治2年7月、諸藩主は版籍の奉還を願出て藩知事に就任、時代は大きく変わろうとしていた。廢藩置県まであと1年、3年4月一応の完成を待って入城するが名称も鶴舞藩庁と変わる。藩庁の回りには藩校、藩士住居、城下町としての町割を行なうが、鶴舞城は完成することなく明治4年7月廢藩置県を迎えた。

長南時代を含めわずか3年、鶴舞藩の施政は僕約を旨とし、風紀を正し、教育を進めるにあった。勧農と産業の育成、貧民救済などの民政に力をそいだが実を結ばないままに終わる。城は本丸、2の丸、3の丸と外曲輪、武家地の曲輪など、水濠と空堀をめぐらせ藩庁舎と藩主住居を兼ねた本丸御殿などが造営された模様だが解明されていない。明治6年1月新政府が廃城を決め、一部は取壊し払下げされたが主要建物は鶴舞小学校として明治43年まで使用された。跡地の鶴舞小学校、鶴舞保育園には「鶴舞城本丸跡」「鶴舞藩庁跡」の記念碑と史蹟高札がたち、鶴舞公民館に「藩校克明館跡」碑などがおかれておりほか、水濠、土塁、空堀の多くが現存し、今関家仮藩庁時代の公家門などが保存されている。

鶴舞藩は表高60,000石であったが実高は69,033石にものぼったという。市原領は途中変遷があるものの石川村など108か村28,000石あまりで市原のおよそ半分。鶴舞県、木更津県をへて千葉県となり、廢藩置県で東京在勤を命じられた正直は華族に列せられ明治17年隠居、次の正英が子爵となった。

江戸屋敷は中央区蠣殻町の高速浜町ランプ出口近く。かつて隅田川入堀に接した大名屋敷街だがビルやマンションが林立して当時の面影はない。藩祖正就と祖先の墓は雑司が谷の本納寺と池上の本門寺、正直と井上家合祀碑が駒込染井靈園に佇んでいる。

## 参考資料

### 所領変遷／寛政譜、江戸大名家事典

元和元-1	正就	10,000石	加増	延享4-3	正経	60,000石	磐城平城
" 8年	"	52,500石	横須賀城	宝暦6-5	"	60,000石	大阪城代
正保2-6	正利	50,000石	笠間城	" 8-10	"	60,000石	浜松城
元禄6-9	正任	50,000石	郡上城	文化14-9	正甫	60,000石	棚倉城
" 10-6	正峯	47,000石	亀山城	天保7-3	正春	60,000石	館林城
" 15-9	"	50,000石	下館城	弘化2-11	"	60,000石	浜松城（再）
" 15-9	"	50,000石	笠間城	明治元-9	正直	60,000石	鶴舞城

鶴舞藩、浜松藩井上家／①市原市史、②わがふるさと長南、③江戸大名家事典、④藩史大辞典、⑤大武鑑  
 ①（明治元年9月）家達の駿府入府にともない駿府、遠江2国の大名は外に国替えを命ぜられたが、房総地方には旧幕領がおよそ40万石以上もあったからこれらの諸侯はすべて房総地方に移封された。このうち沼津藩は菊間へ、浜松藩は鶴舞へ移封した。（中略）

河内守正直は明治元年12月15日、領地替えの費用として現米1,200石、金18,000両宛て3か年間下賜するとの行政官の通達をうけ、翌2年1月27日浜松城を出発し、2月2日東京着、10日閏井戸泊まり、11日長南到着、この日今関氏は社寺役人鈴木半之丞の手引で千田村境まで出迎えに出ている。13日には河

市原の古文書研究\*第1集

今関勘四郎「鶴舞井上藩仮本営御用留」

発行＝平成15年1月1日

古文書學習会鶴舞藩御用留チーム

\*

講師＝秋葉 平先生

板倉 満

池田スミ江

池田智子

上田洋子

事務局＝山岸弘明

〃 高澤恒子

非売品／図書館寄贈ほか限定配付

解説部分は市原市文化財研究会会誌「上総市  
原\*第14号」に掲載しました。  
本書は詳細記録のため編集しました。

発行僅数のため配付先は地元図書館蔵書など  
に限らせていただきました。  
また、公刊の計画はありません。

DVD BY 塚原 茂